スウェーデン　初回 締約国報告　（JD仮訳）

CRPD/C/SWE/1

2011年2月7日

Sweden

目次

はじめに

Ⅰ　一般的規定（第１条から第４条）

第1条　目的

第2条　定義

第3条　一般原則、および第4条　一般的義務

Ⅱ　具体的な権利

第5条　平等及び無差別

第8条　意識の向上

第9条　施設及びサービス等の利用の容易さ

第10条　生命に対する権利

第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条　法律の前にひとしく認められる権利

第13条　司法手続の利用の機会

第14条　身体の自由及び安全

第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条　搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条　個人をそのままの状態で保護すること

第18条　移動の自由及び国籍についての権利

第19条　自立した生活及び地域社会への包容

第20条　個人の移動を容易にすること

第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条　プライバシーの尊重

第23条　家庭及び家族の尊重

第24条　教育

第25条　健康

第26条　ハビリテーション及びリハビリテーション

第27条　労働及び雇用

第28条　相当な生活水準及び社会的な保障

第29条　政治的及び公的活動への参加

第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

Ⅲ　障害のある少年、少女および女性

第6条　障害のある女子

第7条　障害のある児童

Ⅳ　具体的義務

第31条　統計及び資料の収集

第32条　国際協力

第33条　国内における実施及び監視

**はじめに**

1.　これは、スウェーデンが国際連合・障害者の権利に関する委員会（United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities）に提出した最初の報告書である。

2.　この報告書の目的は、条約第35条1項および委員会が作成したガイドライン[[1]](#footnote-1)に従って、障害のある人を中心にスウェーデンで人権がどのように促進され保護されているかを記述することである。この報告書は、スウェーデンの法律およびその他の状況が条約にどのように取り組んでいるかを明らかにするために、政府の審査[[2]](#footnote-2)で確認されたこれまでの施策および課題を提示している。

3.　社会省（Ministry of Health and Social Affairs）は、スウェーデン政府内のほとんどの省庁と共同でこの報告書を作成した。

4.　政府は、報告書の作成期間だけでなく、批准の準備中もプロセスを公開している。市民社会を巻き込むことは特に重要である。障害者団体、スウェーデン・女性と障害フォーラム、スウェーデン女性ロビーなどの幅広い任意団体に意見を求めた．知的障害のある人との特別会合を開催し、彼らの声を聞く機会を持った。

5.　この報告書の作成において、児童（children　訳者注： ここでは未成年者の意）」に直接質問することはできなかった。しかし、児童が意見を述べる機会を与えられるように注意が払われている。政府は、児童への質問の形式や方法を明確にするために、現在行われている業務の情報を収集している。たとえば、ハビリテーションの計画と実施における児童の参加や自己決定に関してである。公的機関や他の組織もこの報告書の作成に携わっている。報告書は政府のウェブサイトに掲載され、アクセス可能な形式で利用可能となる。

6.　スウェーデンは、基本的な人権関連条約の大部分に署名した。スウェーデンは、人権に関する国際的な要件をどのように順守しているかについて、国連の各条約の委員会に定期的に報告している。政府はこれらの機関の勧告を真剣に受け止め、そのことがスウェーデンにおける人権の保護の発展に貢献している。

7.　スウェーデンには二元的な法制度があり、国際条約は自動的にはスウェーデンの法律に組み込まれない。スウェーデンのアプローチでは通常、国際条約は国内法として適用できるようにスウェーデンの法律に変換される。

8.　障害者権利条約の批准に先立つ準備には、スウェーデンの法律の制定と適用状況、およびスウェーデンの法律と条件を確実に条約の規定と整合させるための行動計画を総合的に見直すことがあった。この見直しとその後の政府の法案「障害者の人権」[[3]](#footnote-3)が条約の批准につながった。

**Ⅰ　一般的規定（第１条から第４条）**

**第1条　目的**

9.　スウェーデンは、WHOの国際生活機能分類（ICF）を基準として、障害の環境的概念を用いている。身体的構造や機能と並んで、この分類では背景関連因子も考慮される。

10.　「長期的」という用語の統一的定義はない。「障害」の明確な定義もない。しかしおおよその定義を用いると、様々な程度の障害のある人は、すべての年齢層合計で1.1〜1.5百万人と推定される。なお、自らに障害があると報告している人はおよそ350,000人である[[4]](#footnote-4)。

11.　「障害」という用語は、差別法（Discrimination Act）、計画建築法（Planning and Building Act）[[5]](#footnote-5)、社会分野の法律など、いろいろな分野の法律で異なって定義されている。

12.　差別法によれば、障害とは、怪我または病気の結果として、出生時に存在したか、その後発生したかまたは今後発生することが予想される人の機能的能力の永久的な、身体的、精神的または知的制限を指す。

13.　 計画建築法（Planning and Building Act）[[6]](#footnote-6)によれば、移動や見当識に障害がある人の利用の際の要求は、常に満たされねばならない。

14.　スウェーデン語の略語LSSで知られている、一定の機能障害をもつ人々に対する援助とサービスに関する法律（The Act Concerning Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments)は、重度の障害のある人々に社会サービスに関する特別な権利を提供する。LSSは、その対象者を次のように定義する。

1.　知的障害、自閉症または自閉症に類似する状態のある人。

2.　外部からの破壊的な力または身体的疾病に起因する、成人期における脳損傷後の重度かつ永続的な知的機能障害のある人、または、

3.　他の恒久的な身体的または精神的障害が、通常の老化によるものではないことが明らかな場合で、これらが重度で、日々の生活に重大な困難をもたらし、その結果支援やサービスが著しく必要である人。

**第2条　定義**

15.　差別法（Discrimination Act）[[7]](#footnote-7)の規定は、差別を、直接差別と間接差別、嫌がらせと性的嫌がらせ、差別の指示と定義している。この法律の差別概念は、EUの非差別法に由来している。

16.　直接差別とは、同様な状況の下でその人が他の人より不利に扱われる、扱われた、あるいは扱われたと思われる場合で、その不利益が障害に関連している場合のことである（第1節4条1項）。間接差別とは、中立的と見える規定、基準、手続きを適用することによって、特定の障害のある人を特に不利な立場に置く可能性がある場合で、その規定、基準、手続きに正当な目的がなく、使われた手段が目的を達成するために適切かつ必要ではない場合である（第1節4条2項）。嫌がらせとは、人の尊厳に違反し、障害に関連する差別の理由につながっている行動の形態を指す（第1節4条3項）。差別の指示は、直接差別、間接差別、または嫌がらせによって誰かを差別するための命令または指示を指す（第1節4条5項）。この命令または指示は、命令または指示を与える人に服従または従属の関係にある人に与えられた場合、あるいは、その命令または指示を行うことをその人から請け負った人に与えられた場合とされる。

17.　差別法（Discrimination Act）には、合理的配慮に関する規定が労働生活分野で設けられており、ある程度は教育分野でも含まれている。合理的配慮は、障害のある人が障害のない人と同等である状況を達成するために実施されなければならない（第2節1条）。合理的かどうかを判断するには、財政的負担、被雇用者の障害の特性と程度、雇用の期間と形態を考慮する必要がある。さらに、ある時期に合理的でないと考えられるものが後日、技術的およびその他の進歩によって、合理的であるという評価になり得るので、進歩を考慮にいれておかなければならない。

18.　ユニバーサルデザインは、社会がどのようにデザインされるべきかを示すビジョン、目標と言うことができる。ユニバーサルデザインや、ヨーロッパで使用されているすべての人のためのデザイン（Design for All）は、できるだけ多くのユーザーのニーズを満たすためにターゲットグループアプローチのターゲット範囲を拡大するという、建築、デザイン、社会計画における創造的なスキルに挑戦するデザイン手法と言える。

**第3条　一般原則、および第4条　一般的義務**

19.　現在、290の市町村（municipalities）と20の県（county）がある。市町村は、例えば、物理的計画（設備計画）、インフラストラクチャー、住宅供給、産業開発、そして学校教育、高齢者介護、保健医療などの福祉サービスに責務がある。県は、医療サービス、および一部の交通計画と産業開発に関与する。スウェーデンでは、市町村自治はスウェーデン民主主義の基盤の1つを構成し、憲法に書かれている。スウェーデンはまた欧州地方自治憲章を批准している。

20.　審査の結果、スウェーデンの法律はこの憲章に定められた要求に合致していることが確認された。一方、国の保健福祉審議会（the National Board of Health and Welfare）の、ある特定の障害のある人の生活実態に関する報告[[8]](#footnote-8)は、障害のある人の多くが経験している生活実態を示している。この報告書によると、社会サービスの支援を受けている障害のある成人は、他の人々とは異なった条件の下で生活しており、審議会は、このグループの人々が平等な生活状況を達成するためには長い道のりが必要であると考えている。これは特に、社会サービス法（Social Services Act）に従ってサービスを受けている20〜29歳の人々にあてはまる。このグループには、精神疾患や精神障害のある多くの人が含まれる。

21.　 2000年以降、障害者政策の包括的目標が確立されてきた。すなわち、多様性を基盤とした社会的結束、あらゆる年齢の障害のある人々が社会生活に完全に参加することができるように形成された社会、障害のある少年、少女、女性および男性の平等な生活条件である。2010年以降は分野別の目標に細分化されている。これらは今後、2011-2016年の期間に適用される障害政策戦略を形成するために纏められた、監視可能な中間目標の形で具体化される。この戦略の出発点は、障害政策の総合的な目標を達成するための作業が、その実行時における広範な協力とそれぞれの役割が明確にされていて、効果的でかつ的が絞られていることである。この戦略は条約に基づいて策定されなければならない。

22.　政府は、行動計画に従って、10年間にわたって障害政策の基本構造を試行し、最近その評価が行われた。それぞれが社会の一つの分野に責任を持つような大きな省庁は、その分野内での障害政策を実施する特別な権限が与えられている。これらの省庁は、障害の視点がその全体的な活動領域の不可欠な部分になるように積極的に働かなければならない。各省庁は、障害政策の目標を達成し、その分野の他の関係者の活動を後押しするために、業務を調整し支援する必要がある。

23.　目標を達成するための重要な要素の1つは、政府が市民社会との継続的な対話を実施していることである。これは政策の策定には非常に重要であり、問題を特定し、浮き彫りにする重要な役割を果たす。そのため障害者団体への国の補助金は、発展に参加するという社会的要求の高まりを背景に、2008年から2000万クローネ増加し、障害者団体が行う権利擁護活動のための資金を提供してきた。

24.　社会の機能への障害のある人のアクセス割合を高めるために、政府は2008年以降、3つの優先分野に重点的に取り組んできた。すなわち公共交通機関へのアクセス、市民サービスへのアクセス、そして既存の環境のバリアの容易な除去である。

25.　近年、政府は「労働と雇用の機会」を特に喫緊の問題として強調している。

26.　政府の方策の1つは、省庁に個別の課題を与えることである。政府は、国内の各分野に責任を持つそれぞれの省庁に課題を与えることに加えて、国際開発協力の問題を優先課題として提示した。例えば、政府はスウェーデン国際開発協力機関（*Swedish International Development Co-operation Agency* 　Sida）に、Sidaの部業務および二国間開発協力業務の両方において、障害のある人の人権遵守が確実に組み込まれるための計画の策定を命じた。第32条を参照のこと。

27.　スウェーデンは、絶対的なものと見なされる障害者の権利についての条約の要求は、完全に満たしている。それは、障害のある人が例外なしに、法律で保証された同等の権利を持っていなければならないと条約が求めている領域である。これは、例えば、第10条から第14条の生命、自由、身体の安全に関する権利、第15条から第17条の拷問、暴力または虐待を受けない権利、あるいは第23条の家庭および家族の尊重が当てはまる。

28.　スウェーデンには条約の要件を満たすための必要条件はかなり満足しているが、現在の法律に基づく目標と要件が満たされたと見なされるまでには相当の作業量がまだ残っている分野がある。これは、例えば、意識とアクセシビリティを高めることに関する第8条および第9条に含まれる取り組み、および労働と雇用に関する第27条が当てはまる。

**Ⅱ　具体的な権利**

**第5条　平等及び無差別**

29.　スウェーデン憲法[[9]](#footnote-9)には平等と非差別に関する規定がある。憲法は、人々が社会への参加と平等を達成できなければならないと述べている。また国民は、障害などを理由とした差別を根絶するために努力しなければならないとしている。

30.　差別法（Discrimination Ac）[[10]](#footnote-10)は差別からの保護を規定している。この法律の目的は、差別との戦いやその他の方法によって、性別、トランスジェンダーのアイデンティティまたは表出、民族性、宗教またはその他の信念、障害、性的指向または年齢にかかわらず、平等な権利と機会を促進することである。差別禁止には、直接差別、間接差別、嫌がらせ、性的嫌がらせ、差別の指示が含まれる（これらの概念は第4条に基づいて拡張されている）。差別法によれば、障害とは、出産時に存在したか、その後発生したか、あるいは発生すると予測される、怪我や病気の結果としての、人の機能的能力の永続的な身体的、精神的または知的制限を指す。

31.　差別に対する保護は、労働生活、教育、雇用政策活動・民間の雇用サービス、起業・経営、及び、専門職認定、特定団体への所属権、動産・サービス・住居の供給の分野に適用される。また、公的会議・行事、保健・医療・社会福祉等、社会保険制度、失業保険、学資融資、国家軍人・文民事業、及び、情報・指導・助言等の援助、もしくは他の種類の公的支援が、公的雇用法（Public Employment Act）[[11]](#footnote-11)が全部もしくは一部適用される人物によって、公務中に遂行された時に適用される。

32.　労働生活の分野における差別の禁止[[12]](#footnote-12)は、雇用者が、例えば障害に関連した理由で、その雇用者の従業員である人、求人に応募するまたは求職する人、実務的な職業紹介に応募する人または斡旋する人、あるいは被雇用者または派遣就労者として仕事に就ける人または就く人を差別してはならないと規定している。

33.　労働生活の分野においては、合理的配慮を実施する必要もある。合理的配慮を通じて、雇用者は、障害のある従業員、就労申請者、または就労あっせんを受けた人が、そのような障害のない人に匹敵する状況に置かれるようにしなければならない。考慮される対策には、職場や関連する施設への物理的アクセスを改善すること、また施設を障害のある人に使用可能なものにすることが含まれる。これには、機器や特殊作業用具や物理的作業環境の変更が含まれる。ここには、視覚障害のある人のためのより強い照明、アレルギーのある人のための良好な換気、持ち上げおよび運搬を容易にする機器、コンピュータ支援などがありえる。また作業ノルマ、労働時間および作業方法の変更も適切である。

34.　教育機関は、その活動に参加している、あるいは参加申し込みしている子供、児童、生徒を差別してはならない[[13]](#footnote-13)。差別禁止は、教育機関が、施設のアクセシビリティや関する合理的な措置を講じて、高等教育法（Higher Education Act）[[14]](#footnote-14)に基づいたコースまたは特定学位授与認定法（Award of Certain Degrees Licensing Act）[[15]](#footnote-15)に基づいた学位コースを申請する、またはそこに受け入れられた障害のある人が、そのような障害のない人と同等の状況を得られることを保障できる場合事業にも適用される[[16]](#footnote-16)。議論の対象となるであろう措置に関するものには、大学や関連する施設への物理的アクセスを改善すること、また可能な限り、これらの施設を障害のある人に利用可能にすることがある。これには、敷居の高さ、床面全体のカーペット、エレベーターの未設置、ドアの取っ手の位置、トイレの設計など、建物の設計変更が含まれる。また、アレルギーのある人のための良い換気、聴覚障害のある人のための無線ループシステムと良好な音響、視覚障害のある人のためのコントラストと強い照明などの必要性も関係する。

35.　差別法では、教育機関側への積極的な措置の要求も規定されている。教育機関は、活動への参加を申請したり参加している子供、生徒または学生の平等な権利と機会を、障害の有無にかかわらず積極的に促進することを目的とした、目標を定めた業務を行わなければならない[[17]](#footnote-17)。教育機関は、障害の有無にかかわらず、活動への参加を申請したり、参加している子供、生徒、学生の平等な権利と機会を促進するための、そして、嫌がらせを防止するための、必要な措置の概要を含む年次計画を作成する必要がある。

36.　この法律に違反する者は、差別の賠償を支払わなければならない。差別的な契約は、裁判所によって無効と宣言されることがある。

37.　平等オンブズマンは、法律の遵守を監督し、差別されたと考える個人を代理して裁判所に事件を提起する権利を有する。特定の非営利団体も法的措置を取る権利がある。平等オンブズマンは、障害に関連する差別が社会生活のあらゆる領域で発生しないようにするとともに、障害に関係なく平等な権利と機会を確保するよう努める必要がある。オンブズマンは、助言その他の方法を通じて、差別の対象となった人が、自らの権利を利用できるよう貢献しなければならない。さらに、そのオンブズマンは、例えば、情報と訓練の提供、差別に対抗するための憲法修正の提案、その他の適切な措置の実施などを課せられている。

38.　新しい少数民族政策戦略である、「理解からエンパワメントへ---政府の国家少数民族戦略（From Recognition to Empowerment – the Government’s Strategy for the National Minorities）[[18]](#footnote-18)は、2009年に政府から提出された。この戦略には、少数民族の権利を強化し、少数民族政策の実施を改善するための転換が盛り込まれている。スウェーデン少数民族政策の目的は、少数民族を保護し、彼らの影響力発揮の潜在能力を強化し、歴史的少数民族言語を支援して存続させることである。スウェーデンの全国少数民族は、ユダヤ、ロマ、サアミ、スウェーデン系フィンランド人、トルネーダラーである。

39.　警察は、犯罪の防止、公共の秩序と安全の監視、犯罪の見張りと捜査を担当する当局である。スウェーデンの警察は中央レベルと地方レベルに分かれている。差別と人権に対するその他の制限を減らすことを目的とした取り組みを行った。その結果、警察当局は多様性と平等処遇のための政策と2010-2012年行動計画を策定した。これは、情状酌量無しで、実際いかなる形の差別や嫌がらせも、警察組織内および市民との接触において許されないということを明記している。警察は社会における代表的なよい役割モデルでなければならず、人権に基づいて行動しなければならない。

40.　この行動計画の中で、障害のある人の権利は重要な分野である。例えば、この計画では、人が障害や言語スキルの制限をもっているという事実が、警察機関とのいかなる接触においても障壁となってはならないことを強調している。したがって、警察当局は、自らの活動を処遇方法と障害に対する観点の両方から分析しなければならない。

41.　差別を減らし、すべての人のアクセシビリティを向上させることに直接結びつくものとして，警察全体の共通価値観の開発と実施を目的とした別の国家プロジェクトがある．

42.　スウェーデン検察庁では、検察官は、犯罪を調査し、起訴の可否を決定し、裁判所に出廷するという3つの主な任務を持っている。この当局は、障害のある人々のための施設、情報、コミュニケーション、聴取、そして職場としてのスウェーデン検察庁のアクセシビリティ向上のための行動計画を持っている。

43.　2010年に検察庁は、検察庁が様々な種類の犯罪被害者にどのように情報を提供し、犯罪被害者がその情報にどのようにアクセスできるかを明示するプロジェクトを開始した。

44.　スウェーデン国家法廷管理局（Swedish National Courts Administration）[[19]](#footnote-19)は、スウェーデンの裁判所のアクセシビリティに関する2008年から2010年の行動計画を策定した。この行動計画には、施設、コミュニケーションおよび情報、ならびに運営および人事問題が含まれている。この行動計画は、スウェーデンの裁判所のアクセシビリティ問題の計画とフォローアップのためのツールとして機能する。目標は、訪問者も従業員もスウェーデン裁判所内の活動から障害のために除外されるべきではないということである。行動計画には、既存の敷地内のアクセシビリティの問題を可能な限り解決するために、公共エリアと事務室エリアの両方について、アクセシビリティの観点から既存施設のリストを作成することが含まれる。以前のリストで確認された欠点を是正するための措置の大半は2010年末までに完了する予定である。2000年代に新しく建設されたか改装された裁判所は、現行のアクセシビリティ要求に従って改善されてきた。

45.　スウェーデンの裁判所は、平等計画と多様性計画を採用し、価値観に関連する問題に継続的に取り組んでいる。スウェーデンの国家法廷管理局はまた、裁判所と接触する集団その他の個人の処遇に関するスウェーデン裁判所の作業戦略の準備を開始し、支援し、統合するように特別に権限を与えられている。

46.　スウェーデン裁判所の外部向けウェブサイトは、アクセシビリティのための指針、WAI（Web Accessibility Initiative）に適合している。このウェブサイトには、読みやすい概説とともに、情報の読み上げを容易にする機能が含まれている。

47.　スウェーデンの裁判所の従業員に継続的に提供される基本的な訓練の大部分には、処遇業務と倫理に関する項目が入っている。また、さまざまなコースには、人権、子供の権利、差別に関する法律や規制に関する項目が入っている。障害のある人に焦点を当てた特別保護の法制度に関するコースもある。

48.　スウェーデンの刑務所・保護観察サービスは、例えばサービスのクライエントに関して、少年拘置所、刑務所、保護観察および護送業務を担当している。このサービスは、差別に対するクライアント指向の作業、および刑務所および保護観察における障害のある人との対応の作業のガイドラインを作成した。

49.　本サービスの基本的な訓練には、人権に関する適用可能な法律と規則、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）、差別、および差別の背景にあるメカニズムに関する理論が含まれている。サービス当局が従業員に提供する基本的な訓練とより高度の訓練の両方において、「スウェーデンの刑務所・保護観察サービスのビジョンと中核的価値（*Swedish Prison and Probation Service’s Vision and Core Values*）」は、さまざまな訓練項目の中で差別と多様性の問題を強調する共通の出発点である。

**第8条　意識の向上**

50.　2006年1月1日、政府は、障害政策を調整する権限を与えられたスウェーデン障害者政策調整庁（Swedish Agency for Disability Policy Coordination： Handisam）を設立した。Handisamは、障害政策の実施に際して政府を支援する。Handisamのアクセシビリティ分野での任務は、よりアクセシブルなスウェーデンの実現を目指した開発を通じて刺激し、後押しするとともに、アクセシビリティに関して諸官庁、市町村および社会の他の関係者の開発を監視することを必然的に伴っている。Handisamはまた、調整作業を通じて、スウェーデンの人権保護の取り組みを支援する。

51.　Handisamは、2010年に、国連障害者権利条約の実施に際し、市町村および県を支援することを政府から委託された。その秋には、市町村や県での11回の地域会議を開催した。Handisamはまた、市町村および県が条約に基づいて行う業務に関する資料を開発する予定である。地域会議は、スウェーデン障害者連盟のアジェンダ50プロジェクトおよびスウェーデン市町村協会（SALAR）と協力して実施された[[20]](#footnote-20)。

52.　スウェーデン障害者連盟など[[21]](#footnote-21)は、スウェーデン遺産基金[[22]](#footnote-22)－アジェンダ50からの資金を使ってプロジェクトを実施している。このプロジェクトは、障害者権利条約の実施に向けて活動する。これは、障害のある人、全国レベルの障害者団体、県・市町村の意思決定者と職員グループ、および国の機関を対象としている。全国での会議、セミナー、コース、および勉強会での情報と研修資料の支援により、条約の内容と意味、さらにそれがどのように多様な障害のある人の生活に影響を与えるのかについて、より深く学ぶ機会が提供される。

53.　平等を促進するための中心的な課題は、あらゆる形態の障害について一般市民の知識を高めることである。知識の増加は態度の変化にも役立つ。 2009年、政府は、NSPH（全国精神保健協会）と密接に協力して、精神病または精神障害のある人に対する知識の向上と態度の変化を目的とした全国プログラムを実施するようにHandisamに委託した。この任務の中には雇用主を対象とした特別活動も計画されている。この課題の効果の監視と評価は、2012年6月1日までに政府に提出される予定である。労働生活に関する特別な活動も依頼され、計画されている。

54.　欧州レベルでは、2009年11月26日、欧州連合（EU）閣僚理事会が、EUが障害者権利条約を批准すべきことを原則として決定した。スウェーデンはこの決定を歓迎した。しかしこの批准は、「行動規範」[[23]](#footnote-23)が策定されてはじめて行われるものである。

55.　スウェーデンの主導性と北欧の協力をもとに、国連障害者権利条約の内容に関する欧州全域の知識を広め、定着させ、また条約をまだ批准していない国に対し、批准に向けて働くよう奨励するために、2008年秋に会議が開催された。この背景のもとに、条約の実施のために使用される地域的ツールとして、欧州理事会(CE)の行動計画[[24]](#footnote-24)が提示された。欧州理事会の加盟国の大部分がこの会議に参加した。

56.　北欧閣僚理事会の下には、北欧および各国の重要な障害政策問題を扱う政策作成と諮問の機関である北欧障害政策委員会がある。この委員会はまた、北欧閣僚理事会のさまざまな活動領域に対して、運営戦略と将来計画に障害の視点を盛り込む作業を支援し、その情報源となっている。

**第9条　施設及びサービス等の利用の容易さ**

57.　政府は、社会の諸機能を障害のある人にアクセシブルなものにする取り組みを、より大きな参加と平等への取り組みの一環とみている。近年この取り組みは利用しやすい市民サービス、建築環境における容易になくせる障壁、そして利用しやすい公共交通の分野で強化されている。

58.　実施されてきた施策の具体例に，公共調達に関する規制がある。公共調達法では、入札書類の技術仕様書は、可能であれば、障害のある人のアクセシビリティに関する基準を考慮して決定されるか、またはすべてのユーザーのニーズに鑑みて策定されるべきであると規定している。仕様は、作業契約、サービスおよび供給契約の両方において、材料、物品およびサービスの特性がその対象分野に適していることを確保しなければならない。

59.　標準化作業はアクセシビリティ作業の基本的前提条件である。2008年秋以降、Handisamはe-インクルージョンに関する任務に取り組んでおり、これは3つの部分から構成されている。欧州協力に関する政府のスタッフ支援、利用可能な情報の収集とヨーロッパと国内の取り組みの一覧表の作成、そして将来の取り組みを提案することである[[25]](#footnote-25)。

60.　Handisamは、情報社会を誰もが分かち合えるように、そしてそれができるだけ容易に実現するよう、さまざまな政策分野の取り組みを強調するe-インクルージョンの行動計画案[[26]](#footnote-26)を作成した。 e-アクセシビリティを監視するための将来的な仕組みの提案は、現在、調査中であり準備中である[[27]](#footnote-27)。

61.　リスボンアジェンダ[[28]](#footnote-28)の一環として、EU内の高官グループは、電子政府、e-ヘルス、e-インクルージョンの3つの政策分野に取り組んでいる。

62.　 政府によれば、アクセシビリティの取り組みにおいて、国が結果を効果的に達成するための良い例を設定すべきである。したがって、「政府内の当局」は、障害政策の目標を念頭に置いた活動を策定し、実施すべきである。これまでの作業は、2000年から2010年までの10年間の国家行動計画に従って行われている。政府当局の障害政策実施の責任に関する規則[[29]](#footnote-29)は、この活動を支援する。規則によると、政府当局は、点検目録を作成し、行動計画を立てることによって、その施設、運営および情報を障害のある人にアクセシブルにするよう努めなければならない。 2008年には政府機関の69％がそのような行動計画を作成し、77％がその施設の点検目録を完成または開始した。規則はアクセシビリティの取り組みにとって重要であるが、容易になくせる障壁（下記参照）に関する規制など、他の措置も重要である。

63.　例えば、2009年、スウェーデン国立教育庁（National Agency for Education）[[30]](#footnote-30)は学校の建物のアクセシビリティの点検リストを示した。同庁は、いくつかの学校で物理的なアクセシビリティに関する欠点を発見したが、アクセシビリティに関するよい傾向も観察することができた。同庁は、市町村や学校の職員は、アクセシビリティとその改善方法についての知識が不足していることが多いと指摘し、どうしたら改善できるかを述べた。このような背景のもと、政府は、2009年および2010年に、学校、幼稚園・保育園、および市町村におけるアクセシビリティに関する知識を普及することを、国の特別支援教育・学校局[[31]](#footnote-31)に委託した。

64.　政府は、アクセシビリティの取り組みを強化し、特に市民の間での取り組みの管理を改善することを望んでいた。そこで、2008年にHandisamは、政府各省庁のアクセシビリティ作業の結果を公開比較の形で提示するよう依頼された。Handisamは、それぞれの官公庁が本館内の情報アクセシビリティと物理的アクセシビリティにおいて、いくつかの基本的なアクセシビリティ基準をどのように満たしているかを提示している。

65.　スウェーデン計画建築法（PBL : Planning and Building Act）[[32]](#footnote-32)には、建設作業の9つの技術的要件の1つとして、運動機能やオリエンテーションの障害のある人のアクセシビリティとユーザビリティが含まれている。この要件は、建物、区画、公共の場所、建物以外の施設がある区域に適用される。スウェーデンの建築規則には、住居のアクセシビリティに関する詳細な要件も含まれている。たとえば、新しく建設または改装されたすべての居住施設では、アクセシブルなバスルームが必要である。またすべての新しい建物にはアクセシブルな入り口が必要で、新建の居住施設には、屋内用車いすが回転するスペースが必要である。建築規則ではまた、3階以上の新築と改装の住宅にはエレベータが必要とされ、収納場所、郵便受け、洗濯室、ゴミ置き場、その他の住宅付属物がアクセシブルで使い易いものでなければならないとしている。エレベータの要件は、一般公衆がアクセスできる作業場所や公共施設を含む建物にも適用される。

66.　2001年7月1日に、運動機能やオリエンテーションの障害のある人のために、公的施設および公共の場所の、容易になくせる障壁を修正し適応することを、遡及的に求めるPBL改正[[33]](#footnote-33)がなされた。スウェーデン国家住宅・建築・計画委員会[[34]](#footnote-34)は、規定を正確に定義する機会を与えられた。委員会はまた、一般市民が使う公共の場所や施設のアクセシビリティ分析に取り組む市町村を支援する。もう1つの課題は、アクセシビリティのための規則、義務および解決策について一般市民、団体および他の省庁に告知することである。国家住宅・建築・計画委員会は、市町村における計画建築法の適用に関して政府に毎年報告書を提出する。これは県の管理委員会[[35]](#footnote-35)からの報告に基づいている。

67.　政府は2008年にスウェーデン国家住宅・建築・計画委員会に1200万クローネを配分し、県の行政委員会、Handisam、スウェーデン市町村・地域連合と協力して、公共的施設と公共的空間での容易になくせる障壁についての情報と教育キャンペーンを実施している。2009-2010年には、市町村の当局と不動産所有者の約1,000人を対象とした。委員会は2010年12月31日にこの活動に関する最終報告書を提出している。

68.　計画建築法では、新規および改造された建物のアクセシビリティを含む建設工事の要件の不履行への制裁として、定額の罰金、または欠陥が修正されるまでの建物またはその一部の使用禁止を規定している。

69.　違反が生じた場合、市町村建築委員会は、罰金とするか、不十分なアクセシビリティの是正要求とするか（あるいはその両方）を決定する。アクセシビリティ改善対策が採られている場合には罰金は課されない。

70.　2010年6月、国会は、計画建築法改革の提案を採択した。その一環として、建物のアクセシビリティとユーザビリティは、計画の認可に際して評価される。

71.　市町村は、計画建築法の要件を地方レベルで満足させることを担当している。地域や地方の発展を促進するために、政府は障害のある人のアクセシビリティとアクセシビリティ作業のオープンな比較のための指標とシステムの開発に関して市町村を支援してきた。

72.　ますます多くの市町村が、細目計画、詳細統括計画、および通常統括計画の作成において、アクセシビリティ問題を自発的に認識するようになっている。スウェーデン国家住宅・建築・計画委員会は、たとえばアクセシビリティを含む一連の公告などによって，市町村の統括計画への指導に2006年から取り組んでいる。

73.　物理的環境における障害物の特定は、屋内でも屋外でも、私有物でも公共物でも、市町村によって行われる。市町村や地域では、アクセシビリティを全体的なレベルで分析するためのさまざまなツールが開発されている。

74.　住宅改造補助金法（Act on Housing Adaptation Grants）[[36]](#footnote-36)は、障害のある人または高齢者の既存住宅へのアクセシビリティおよびユーザビリティを高めるために、市町村に改造助成金を提供するよう指示している。 2008年には約75,000戸の家にこれらの補助金が支給された。例えば、スロープとドアの取っ手の設置、バスルームの改造などで、総費用は959百万クローネであった。

75.　アクセシビリティを幅広い観点から見なければならないという事実を強調することも重要である。国立保健福祉委員会[[37]](#footnote-37)は、障害のある人が他の人々と同じ条件でケアとサポートを申請できるかどうかを調査した。これは、スウェーデンの社会福祉事務所と医療センターへのアクセシビリティを図表化[[38]](#footnote-38)することによって行われた。この文脈では、アクセシビリティとは、環境がどうアクセシブルであるかとともに、サービスや製品が障害のある人にとって利用できるかどうかも指す。

76.　図表作成プロセスの結論は、障害のある人のアクセシビリティが高いことであり、近年の国の規制および目標を定めた情報普及の取り組みが有効であることを示している。

77.　しかし、医療センターや社会福祉事務所の大部分では、他のタイプの障害、特に視力障害、聴覚障害および認知障害のある人のアクセシビリティに関する大きな欠点がある。これは、政府がコミュニケーションにおけるアクセシビリティとはなにかについてより明確にする必要があることを意味する。

78.　政府の要請により、Handisamは障害のある人のためのアクセシビリティ・ガイドをどのように作成すべきかについて、市町村に勧告を出した。その目的は、市民が施設や環境にアクセスできるかどうかを簡単に確認できるようにすることである。現在、全国の市町村の約3分の1が、さまざまな場所や施設がどのように障害のある人にアクセシブルであるかを説明するインターネットガイドを持っている。これらのガイドの内容、画面、構造は大きく異なる。市町村への提言には、ガイドに含まれるべきものと、ガイドの最良の設計方法に関する情報が含まれている。

79.　スウェーデン政府は、公的会議場と民間の文化施設の改造のための補助金として、年間約4000万クローネ（SEK）を割り当てている。 2009年に実施された100件のプロジェクトのうち約半分が、障害のある人にアクセシブルにするための補助金を使用していた。

80.　障害のある人が使いやすくするために、建物の内外、小区画内、公共の場所、建物以外の施設、建物の入り口、建物内のコミュニケーションエリアへの「情報サイン」や照明の設置が求められている。

81.　 市民の生活をより容易にするために、公共「情報シンボル」の形態と機能に関して、厳しい要求が定められている。スウェーデン支援技術研究所[[39]](#footnote-39)は、様々な障害のある人々に特に配慮して、建物や他の公共の場所での非言語情報提示の使用を増やすために、国家標準のグラフィックシンボルを開発した。これは、特に、視力、認知能力または運動に影響する障害に関連する。これらのシンボル開発は、もっと多くの人々が社会にアクセスできるようにする作業の一部として見られるべきである。新しいスウェーデン標準に含まれているシンボルは、公共情報シンボルの標準の形態と機能の要件に準拠している。すべてが国際的なISO標準（ISO 9186-1）の試験方法に従った理解テストを経ている。

82.　「交通システム」におけるアクセシビリティの向上は、基本的な民主主義の問題であり、参加を生み出す重要な措置である。したがって、政府と議会は、アクセシブルで利用可能な交通システムを実現するための具体的な輸送政策目標[[40]](#footnote-40)と資金を決定した。13の優先領域のうち、アクセシビリティ目標は次のように定められている：交通システムは、障害のある人が使用できるように設計されていなければならない。

83.　人口の高齢化は、公共交通機関におけるアクセシビリティの向上がますます重要になることを意味する。目標を交通システム全体に広げれば、アクセシブルな公共交通機関にするだけでは不十分であることが明らかになる。

84.　交通分野において、様々な障害のある人々が公共交通機関にアクセスできるようにするため、障害者運動関係者と関係当局との間での組織的な協力関係が構築されている。この共同作業は、スウェーデン運輸管理局のアクセシビリティ審議会の枠組みの中で、全国レベルと地域レベルの両方で行われる。この審議会の目的は、国の輸送インフラの責任者である運輸局が、全員が利用できる交通システムを設計する上での助言や支援を十分に利用できるようにすることである。

85.　輸送分野に存在する法的保護は、公共交通[[41]](#footnote-41)、市町村の移動サービス[[42]](#footnote-42)、および国による移動サービス[[43]](#footnote-43)に関連するものである。教育法[[44]](#footnote-44)には、通学交通費無料化に関する規定が含まれている。

86.　公共交通システムと繋がっている建物およびサービス施設の要件は、計画建築法および国家住宅・建築・計画局の規則で規制されている。船については、スウェーデン海事局[[45]](#footnote-45)は、障害のある人に関する旅客船の適応に関する国の規制および一般的な助言を発行した。また例えば、障害のある人にとってアクセシブルであることを保証するための、様々な交通手段の乗り物の技術要件を規制するEU法もある。

87.　欧州連合（EU）の法律では、障害のある人や移動性の低下した人の権利に関する運送事業者や駅管理者に対する要求もある。そのような要求は、欧州議会と欧州理事会[[46]](#footnote-46)の、鉄道旅客の権利と義務に関する規則、ならびに欧州議会と欧州理事会[[47]](#footnote-47)の、飛行機で旅行する障害のある人および移動性の低下した人の権利に関する規則に含まれている。これらの法律文書は、障害のある人および移動性の低下した人々が、それぞれの交通手段で旅行し、旅行に関連して援助を受ける権利を有することを規定している。

88.　駅のアクセシビリティは、交通システムの重要な部分である。 2010年には40の鉄道駅が現在の規制に照らして完全にアクセシブルになり、さらに20の鉄道駅が2011年中にアクセシブルになる予定である。この規則は駅のインフラ施設として定義されているものと、駅のその他の部分に適用される。 150の鉄道駅がアクセシブルとなれば、鉄道の旅の大部分はアクセシブルな駅を使ってなされることになる。

89.　また、過去10年間、道路交通システムのアクセシビリティを向上させることを目指して大きな改善がなされている。国道網の全停留所の半分以上が改造され、ますます多くの障害のある人がバスで移動できるようになった。

90.　スウェーデン運輸管理局と並んで、政府は今後数年間にわたり順次アクセシブルな鉄道駅と停留所の数を増やす予定であり、乗客数が最も多い鉄道駅とバス停から改造される。

91.　地方公共交通は、市町村の責任であり、公共交通を障害のある人のニーズに適応させるため総合的な取り組みを行っている。公共交通機関はますますアクセスが容易になっている。例えば、地方のサービスで運行しているバスの3分の2は低床車両であり、バスの半分以上が停止の自動アナウンスを持っている。

92.　国は、車両、ターミナル、停留所、訓練、情報提供および料金支払システム、歩行者および自転車道、車いすリフト、エレベーター、協調対策などのための国の補助金を提供することにより、市町村における作業をスピードアップしている。国は通常、各対策の費用の半分を支払う。しかし公共交通は、さまざまな地域の状況が異なるので、県ごとにアクセシビリティの程度は異なる。

93.　政府の関連省庁は、過去10年間に、公共交通機関のアクセスを容易にし、国、市町村、民間部門の関連業務の統合を推進するためのさまざまなプロジェクトを実施した。これは、インフラと車両の物理的対策と、障害のある人を適切な方法で処遇するための人材育成などの「よりソフトな」取り組みの両方に関わるものである。これらのプロジェクトは、障害者運動と協力して実施されている。

94.　情報化社会への参加は、教育を受け、仕事をこなし、社会の中で活動的である機会を増やし、それが生活の質の向上につながり、社会全体の発展に寄与する。 ITとインターネットは社会のあらゆる分野で使用されている。政府は、ITを利用できないことで孤立するという悪循環を打破するために、開発推進措置を講じている。障害のある人は、IT開発において特定のニーズを考慮する必要があるユーザーグループの1つである。政府は、ブロードバンドへのアクセス向上と新しい技術的ソリューションに加えて、障害のある人のための既存の、および新しいサービスのユーザビリティとアクセシビリティの向上に投資してきた。

95.　たとえば、スウェーデンの郵便通信庁（PTS）[[48]](#footnote-48)は、障害のある人々と一緒に障害のある人のための電子サービスを開発している。 PTSが調達するサービスの情報を増やし、より多くの対象に普及するために、市町村、県などを対象とした広告や情報資料を含む大規模な情報キャンペーンが実施された。この年PTSは、携帯電話への「話す本」や「声の新聞」の「ストリーミング」を試行した。第30条を参照のこと。

96.　2010年春にPTSはまた、企業を対象とした「労働と訓練」をテーマとする改革コンペの実施を発表した。ここでは研究者および団体が、障害のある人の労働と訓練の潜在能力を高めるためのプロジェクトの助成金を申請する機会が得られる。

97.　近年、スウェーデンの支援技術研究所は、新しいITのためのいくつかの開発プロジェクトを開始した。約20年間、研究所は、障害のある人のための新しい情報通信技術に関する年次セミナーや展示会を開催してきた。

98.　2009年秋に政府に提出された報告書では、スウェーデン障害者政策調整庁（Swedish Agency for Disability Policy Coordination: Handisam）が、「出発点からの権利」という報告書で、e-インクルージョンの行動計画案を提出した。行動計画のいくつかの措置はすでに様々な政策分野で実施されている。

99.　政府は、公的ウェブサイトに関するアクセシビリティとユーザビリティがどのように向上するかを国会[[49]](#footnote-49)に報告した。アクセシビリティとユーザビリティに関する知識とその取得能力は、e-サービスの公共調達と併せて強化されなければならない。

**第10条　生命に対する権利**

100.　 生命に対する権利は、たとえば、スウェーデンの法律として適用される欧州条約第2条で保護されている。憲法[[50]](#footnote-50)および欧州条約の追加議定書6および13には、死刑の禁止が含まれている。スウェーデンは、市民的および政治的権利に関する規約の第2選択議定書を批准した。

**第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態**

101.　スウェーデン市民危機管理局（MSB）[[51]](#footnote-51)を通して、国は、危険な状況にある、障害のある人を含むすべての人々の保護と安全のための国全体の責任を負っている。予防対策と緊急警報のような対応措置の両方の作業には、さまざまな障害に関する知識が必要である。すべての救助サービス要員が、基本的な訓練では、緊急時に障害のある人を発見し、理解し、対応するスキルを学ぶ。任務の複雑さが特に強調されるようになり、基本的な訓練のこの側面を拡張し、より深める必要があることが明らかになった。特に、基本的な訓練は、様々なタイプの障害の状態に関して強化を必要とする。

102.　とくに緊急時に障害のある人を救助するための資材と設備に関する共通知識を収集するために、救助サービス当局と障害者団体との協力が計画されている。

103.　救助活動の計画と実施は、主に市町村の役割である。

104.　MSBは、スウェーデンの国際人道活動の取り組みを支援できなければならず、他国に緊急の行動を必要とする災害が発生した場合に救助・災害活動に取り組むことがある。

105.　政府（外務省）はスウェーデンの援助政策を策定する。人道援助と政府が決定し開発協力の基盤となる戦略の実施に関して、外務省はスウェーデン国際開発協力機関（*Swedish International Development Co-operation Agency* Sida）に相談する[[52]](#footnote-52)。

106.　Sidaは行動計画「障害者の人権」を策定した。これは、障害のある人の人権は尊重されなければならず、スウェーデンが開発活動を行っている国では障害のある人の生活条件を改善する機会と条件を強化しなければならないというアプローチに基づく。第32条を参照。

107.　人道援助活動中の現場で、障害のある人のための知識と支援を開発する必要がある。SidaはMSBとスウェーデン障害者団体国際開発協力協会（Shia）[[53]](#footnote-53)と協力している。この協会は、緊急事態においてどのように人道援助が策定されるかに関する専門知識を提供している。障害者団体との対話を通じて、後日誰でもアクセスできる社会が再建される。

108.　MSBとハンディキャップ・インターナショナルとの協力が開始された[[54]](#footnote-54)。

**第12条　法律の前にひとしく認められる権利**

109.　政府は、障害のある人に対する暴力に関する情報を集約し、どのような情報が不足しているかを特定し、障害のある人に対する暴力を防止できる方法を報告するよう、スウェーデン犯罪防止委員会（BRA）[[55]](#footnote-55)に命じている。 BRAは、2007年11月に「障害者に対する暴力」という報告書[[56]](#footnote-56)を提出した。この報告書は、特に暴力の見えにくさ，暴力に対する弱さ，他者への依存性の高さの3つのテーマを強調している。自らの弱さについて話すことが難しいと感じる人々や暴力被害男性に関しては（ほかの暴力被害者に対するものと比べて）知識ギャップがあり、これを埋めることは、特に重要である。また、暴力や障害に関するケアや司法制度内の実践家の知識の向上が求められている。さらに高リスクグループを特定できるための知識も必要である。この分野における主要な人々との議論に基づいて、予防措置に関する一連の提案が提示されている。このレポートは、読みやすいバージョンと手話バージョンを含め、BRAのウェブサイトで入手できる。

110.　毎年、犯罪被害者補償・支援局[[57]](#footnote-57)は、犯罪被害者基金を通じて、犯罪被害者に関する調査のための資金を提供している。例えば、当局は、学習困難や知的障害のある子供に関する情報を増やすことを目的とした研究に資金を提供している。障害児が犯罪の被害を受けている疑いがある場合、司法制度で使うチェックリストを作成するプロジェクトが実施されている。「児童・青少年ハビリテーション」が障害児に対する暴力を社会福祉委員会に報告する方法を明確にするためのさらなる調査が行われている。

**第13条　司法手続の利用の機会**

111.　教育分野（第5条2、差別に対する法的保護）については、第5条を参照のこと。

112.　2010年以降、国のすべての裁判所は、障害のある人を含むすべての訪問者にとってアクセス可能でなければならない。2000年代に新築または改装された裁判所の建物は、現在のアクセシビリティの要求に応じて改修されている。他の裁判所の建物に関しては、スウェーデン国家裁判所管理局による「総ざらい」中に特定された欠陥は修正される。裁判所の主な手続の場合と同様に、視覚障害や聴力障害のある人には通訳がなされる可能性がある。通訳の報酬は公的資金から支給される。

113.　すべての地方裁判所および控訴裁判所は、証人支援業務を行っている。これらの活動は、被害者および証人のより大きな安心・安全に貢献する。

114.　多くの場合、訴訟に出席するよう呼び出された者の多くは、裁判所との初の接触であることが多いため、主要な訴訟手続きに入る前から支援を必要とする可能性がある。したがって、犯罪被害者補償・支援局は、法的手続に参加する人々の準備のための、理解しやすい訓練資料を作成した。ウェブの「裁判手続き入門」は、2008年3月から利用可能である（www.rattegangsskolan.seまたはwww.courtintroduction.se）。「裁判手続き入門」の主な対象は、被害者として訴訟に出席するよう召喚された犯罪被害者であるが、証人と被告人が使用することもできる。「裁判手続き入門」は、適法な手続きの増加に寄与する。利用者は、いつ、どこで、どれくらい「裁判手続き入門」を使用するかを決めることができる。

115.　さらに、犯罪被害者補償・支援局の電話番号は、障害のために音声通話に支援が必要な人を対象としたサービスにリンクされている。このサービスは、理解しにくい言葉を繰り返し、記憶支援をし、メモすることが難しい読み書きの困難のある人を助ける、会話の仲介者（3人での会話となる）へのアクセスを提供する。これはだれでも無料で利用できる全国的なサービスである。

**第14条　身体の自由及び安全**

116.　人の自由と安全に関する規定については、スウェーデンの法律は、障害のある人が他者と同じ条件で自由と身体の安全を享受できること、不法または恣意的に自由を奪われないこと、障害の存在だけでは自由の剥奪を正当化しないことを保証している。

117.　社会サービス法（SOL）[[58]](#footnote-58)も特定の機能障害者の支援およびサービスに関する法律（LSS）[[59]](#footnote-59)も、強制的な要素を含んでいない。同意なしの扱いを含む法律が認められているが、個人の自由に対するそのような制限は厳格な規則に取り囲まれている（第17条参照）。

118.　スウェーデンは、障害のある人の完全参加、非差別および平等を促進するために、障害のある人のためのすべての居住施設を段階的に廃止し、地域社会において支援とサービスを構築している。この段階的廃止プロセスは、1980年代に子供を施設に入れないことによって開始された。大人のための段階的廃止プロセスは、10年間にわたって行われ、1999年に完了した。個人が社会で自立して生きることを可能にする支援とサービスの例には、SOLに基づく援助と、LSSに基づく支援とサービスが含まれる（第19条参照）。

119.　罪を犯した結果自由を奪われた障害のある人には、他の人と同じ規則が適用される。

120.　2011年4月1日に発効する新たな刑務所および救済法制[[60]](#footnote-60)は、個人が適法な手続きに従って、また個別の状況に応じて刑の執行を受ける、個々人の権利を保護する。

**第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由**

121.　拷問や残虐で非人道的で虐待的な扱いや処罰から解放される権利については、まずスウェーデン憲法で、死刑が執行できないこと、すべての市民が体罰から保護されることを規定している。市民はまた、発言を強要したり防止したりするための拷問や医療行為からも保護されている。さらに憲法によれば、すべての市民は、広く地域社会において、他の身体的介入から保護され、自由の剥奪から保護されている。

122.　スウェーデンは、国連レベルと地域レベルの両方で、拷問やその他の残酷で非人道的な、または卑劣な扱いや処罰を防止するための多数の条約に署名している。政府は、これらの条約の枠組みの中で3つの専門委員会と緊密な対話を行っている。

123.　スウェーデンの法律として適用される欧州人権条約には、第2-5条に生命権、拷問・奴隷および強制労働の禁止、および自由と安全の権利に関する諸条項が含まれている。

**第16条　搾取、暴力、虐待からの自由**

124.　政府は、障害のある人が暴力と虐待を受けた場合、特に弱い立場にあるという事実に注意を喚起した。全国保健福祉委員会は、監督活動において、障害のある人の居住施設の分野で、法的に認められない強制的な措置が用いられていることを明らかにした。これらの状況は、下記の通知および予告なしの検査によって判明した。

125.　政府は、社会サービスの組織的かつ明確な監督を導入した[[61]](#footnote-61)。この改革は、2010年以降、社会サービス法およびLSSによる監督および認可活動の責任が全国保健福祉委員会に移管され、ここで保健医療サービスの監督が調整されていることを意味する。監督改革は、志のレベルを上げることを伴う。障害のある人等への活動は監督当局によって以前よりもより頻繁に監査・検査され、予告なしに訪問検査が行われる。監督当局の権限も強化されている。この改革は、対象となる法律および規制の意図が遵守され、不適切なケアおよび作業方法が使用されないことをより強く確実にするための努力の一環である。

126.　社会サービス分野の取組みにおける事業所長の質の高い作業を支援するために、政府はエビデンスに基づく実践の発展も支援している。つまり、社会からの取組みを必要とする者には、だれにでも最良の知識に基づく支援が提供されなければならない。社会サービスによって使用される方法は、個々の利用者に利益をもたらし、個々人に合わせて適応されなければならない。エビデンスに基づく実践では、以下が統合されている：

•取組みの効果に関する最新の科学的知識

•利用者の体験と期待

•現地の状態と状況

•職員の専門性

127.　エビデンスに基づく実践の情報源は、利用者と専門家の対話を通じて確認・評価される。利用者が決定事項を理解し、その根拠を知るためには、透明性が必要である。これは、適性手続きと倫理上の理由から重要である。この方法は、例えば、虐待された女性およびその子どもに関わる場合に使用される。

128.　社会サービスにおけるエビデンスに基づく実践の発展のためのより明確で効率的な監督と支援に加えて、政府は近年多くのことを改め、男性による女性の虐待、名誉の名のもとに正当化される，主として女性への暴力と抑圧(honor violence and oppression)、および同性間暴力と戦うための全体的な行動計画を策定した[[62]](#footnote-62)。第6条を参照。

129.　2007年7月1日、社会サービス法が改正され、犯罪被害者（主に暴力に遭った女性および子供）の支援と援助の必要性に特に注意を払う社会福祉委員会の義務が明確にされた。法改正に伴い、新法の適用を補完し促進するための多くの役割が与えられた。例えば、監督の強化、市町村への開発基金、知識と方法の開発を改善する課題等である。

130.　実行されたすべての取り組みは、居住市町村にかかわらず、暴力を受けているすべての女性を対象としており、障害のある女性や依存症の女性のような特に脆弱なグループも含まれている。

131.　障害者団体も、この問題に関する知識の蓄積と伝達において重要な役割を担っている。このため、政府は、障害のある女性に対する暴力の予防プロジェクトや暴力を受けた人々への支援プロジェクトを対象に、これらの団体に対して200万クローネを提供している。例えば、これらのプロジェクトは、障害のある女性の脆弱性に対する認識を高め、障害者運動や女性のとの接触を改善した。また、政府の委託によって社会福祉委員会は、障害のある女性への暴力問題に焦点を当てた訓練資料を作成した。

132.　スウェーデン検察庁は、検察官の基本的な訓練や継続的/専門的な訓練の内容として、犯罪の様々な被害者の扱いに関する問題を扱っている。継続的/専門的な訓練では、障害のある若者と子どもの取り扱いが含まれる。犯罪被害者に障害があり、そのことがなんらかの重要な関連性がある場合、一般的に検察官がより厳しい刑罰を要求する根拠となる。これはまた、責任と損害の評価に影響を与える可能性がある。

**第17条　個人をそのままの状態で保護すること**

133.　スウェーデンの人々が享受する権利と自由は、憲法的基本法律（constitutional laws）の内の、統治法（Constitution Act）[[63]](#footnote-63)、報道の自由法（Freedom of the Press Act）[[64]](#footnote-64)、表現の自由法（Freedom of Expression Act）[[65]](#footnote-65)の3つの法律で保護されている（訳者注： 憲法的基本法律は、これに王位継承法を含めた4つの基本的法律からなり，全体が憲法に相当する）。統治法は、すべての人々の価値の平等、自由および個人の尊厳を尊重して公権力を行使しなければならないと規定している。統治法には、人権と自由のリストが列挙されており、その一部は絶対的とみなされている。つまり、それを制限することは許されない[[66]](#footnote-66)。

134.　絶対的な権利に加えて、3つの憲法的基本法律はまた、特定の状況下では法律で制限できる多くの人権と自由を定めている[[67]](#footnote-67)。しかし、そのような制限はそれ自体制限の対象となる。

135.　いくつかの例外を除いて、スウェーデンのすべての保健医療サービスは、統治法[[68]](#footnote-68)に基づき患者の意思に基づいて行われる。統治法で規定され、他のスウェーデンの法律でも定められている市民の自由と権利の保護は、平等に、つまり障害のある人を含むすべての人に適用される。保健医療法（Health and Medical Services Act）[[69]](#footnote-69)によれば、患者の自己決定と完全性を尊重して健康と医療サービスを行わなければならない。保健医療サービスは、ケアの継続性と安全性という患者のニーズを満たさなければならない。可能な限り、ケアと治療は、患者と相談して計画し、実施する必要がある。患者のための様々な取り組みは、適切な方法で調整されなければならない。

136.　ケアの中でも、人の私生活への侵入を許すルールは制限されており、可能な限り侵襲を最小限に抑えるように定めている。

137.　ただし、患者の意思に反する治療の可能性と精神障害のある人の権利を侵害するさまざまな方法も存在する。しかし、そのような侵害は厳しい規則に取り囲まれており、裁判所の審査を受けることができる。それらは、強制精神医療法（Act on Compulsory Psychiatric Care）（LPT）[[70]](#footnote-70)、司法精神医療法（Forensic Psychiatric Care Act）（LRV）[[71]](#footnote-71)および伝染病法（Communicable Diseases Act）で認められてのみ行われる。全国保健福祉委員会は、これらの法律に従って患者の安全と適正な手続きを強化するため、積極的かつ効率的な監督を依頼されている。

138.　政府は2008年に、強制精神医療法制、すなわち強制精神医療法および司法精神医療法に関する全面的レビューの実施を任務とする調査[[72]](#footnote-72)を開始した。例えば、調査は、強制的な精神医療ケアの下におかれる時に満たされるべき要件に関連する問題、そして法律の構造がどのように簡素化され、明確化され得るかを扱う。

139.　この調査課題には、罪を犯した者で、発達障害、自閉症またはそれに類似した状態のある人、または脳傷害のある成人に対する、通常の手続きに代わる手続のありかたの問題が含まれる。以前の研究は、これらの人々のための一種の監禁、すなわち閉鎖された居住施設が必要だと提案した。新しい調査では、この分析を拡大し、国または県のどちらの長が閉鎖型居住施設の実施を担当すべきかについての提案を提出する。この研究は、最終報告書を2011年4月30日までに発表する予定である。

140.　2009年9月1日、ケアの新しい形態が導入された。強制精神医療法（LRV）における開かれた強制精神医療ケア、および司法精神医療法における開かれた強制精神医療ケアである。この新しい形態のケアは、医療施設の外で実施することができ、必要な精神医療ケアを受けるために患者は特別な条件を遵守する必要があるなどとされる。

141.　新しい形態のケアの意図は、個人の自由に対する制限を可能な限り少なくする一方で、ケアの条件を規定して保健医療サービスが医療施設外でのケアをチェックできるようにすることである。これは、医療施設外の生活への個々人にふさわしい移行とリハビリテーションのためのより良い条件を提供する。強制ケアへの再入院の繰り返しの必要性が減少すると予測できる。ここで述べられている条件が患者の自己決定、完全性、尊厳に対して課す制限は、医療施設でなく外の地域社会でケアを受ける場合の患者の健康と生活の質の面への肯定的な影響と、秤にかけて評価されるべきである。

142.　スウェーデンでは、不妊措置に関する強制はない。断種・不妊法（Sterilisation Act） [[73]](#footnote-73)によると、25歳以上の人々は自分の要請により、また全国保健福祉委員会が同意した場合は18-25歳の人々に対して不妊措置を行うことができる。第16条を参照。

**第18条　移動の自由及び国籍についての権利**

143.　憲法は、市民が国外追放されたり，入国を妨げられることはないと規定[[74]](#footnote-74)している。この国に住んでいるか住んでいた市民は、同時に他国の市民になる場合に市民権を奪われることはない。ただし、本人が明示的に放棄することに同意した場合や，公務員になる場合は除く。すべての市民は、国の中を移動し、また国を出る自由が保証されている。

144.　スウェーデン市民権法（Swedish Citizenship Act）[[75]](#footnote-75)は、誕生時、養子縁組を通じて、両親の結婚を通じて、あるいは登記またはその後の申請（帰化）を通じてなど、スウェーデン市民権を取得するための条件を規定している。この法律は、スウェーデン市民権の喪失とスウェーデン国籍からの除籍も規定している。この制度は、障害またはそれに類する事由を理由に例外を設けるものではない。

145.　パスポート法（Passport Act）[[76]](#footnote-76)は、スウェーデン市民が申請時に通常のパスポートを受け取る権利を規定している。この権利は、法律で指定されている理由でなければ取り消せない。例えば障害のある人を除外するような特別な規定はない。

146.　国民登録法（Population Registration Act）[[77]](#footnote-77)は、母親が登記されている場合、または父親が登記されて保護者である場合、スウェーデンで生まれた子供を戸籍簿に⇒登記する必要があると規定している。登記されている女性がスウェーデン国外で生んだ子供は、戸籍簿に登記される。入国した個人も特定の状況下では登記される。戸籍簿に入力された各個人について、個人識別番号が発行される。

147.　名前法（Names Act）[[78]](#footnote-78)には、出生児の姓の取得に関する規則が含まれており、1つ以上の名前を各子供に付与し、出生後3ヶ月以内にスウェーデン税務署に登録しなければならない。この規則は、差別なしにすべての子供に適用される。

148.　移動の自由のため多くの条件が整えられており、この権利が法律で保証されているにもかかわらず、実際面を見ると、障害のある人々は、他の人々と同じように自由に移動するには困難をかかえているかもしれない。これは、物理的環境の欠点、および輸送手段がまだ完全にアクセシブルではないという事実に関連する。またサポートを必要とする人々は、例えば、新しい居住地に移動するときなど、そのようなサポートを実際に受ける必要がある。

149.　特定の機能障害者のための支援およびサービスに関する法律では、（移動関連の）支援は例えば、パーソナルアシスタントやグループホームなどの形で定められている。この法律によると、転居を希望する者は、新しい市町村でのサービスの権利のために事前通知を求められる可能性がある。社会サービス法は、特別居住施設やホームヘルプなどのサポートを規定している。個人は、自分が住んでいる市町村の規則に従った支援を受ける権利がある。

**第19条　自立した生活及び地域社会への包容**

150.　社会サービス法（Social Services Act）[[79]](#footnote-79)によれば、市町村が責任を負う社会全体による社会サービスは、民主主義と連帯に基づいて、人々の経済的および社会的保障、生活条件の平等、社会生活への積極的な参加を促進しなければならない。その取り組みは、人々の自己決定とそのままであること（integrity）の尊重に基づいていなければならない。社会サービス法は、権利法でありかつ、義務を課す法律である。この法律によれば、自分のニーズを満たすことができない、あるいは何らかの代替的手段で満足させている人は、生活維持[[80]](#footnote-80)およびその他の生活の仕方への、社会福祉委員会による支援を受ける権利がある。この援助を通じて、個人は妥当な生活水準を保証される。援助は、自立生活を送る可能性を高めるように策定されなければならない。

151.　1994年、補足的な法律制定を含む社会改革が実施された。例えば、一定の機能障害をもつ人々に対する援助とサービスに関する法律（LSS）[[81]](#footnote-81)および扶助給付法（Assistance Benefit Act）[[82]](#footnote-82)が導入された。LSSは権利法であり、重度で永続的な障害のある人々の良好な生活条件を保障し、彼らが必要とする支援を受け、また受けた支援に対して影響力を発揮できることを保証する。LSSに従ってサービスを利用するためには、法第1条に規定されている3つのグループのひとつに属する必要がある。それは、知的障害、自閉症または自閉症に類似する状態の々、成人期の外傷または身体疾患に起因する重大かつ永続的な知的障害のある人々、または、明らかに通常の老化以外の原因によるその他の心身の障害で、日々の生活の仕方に重大な困難をもたらし、したがって多くの支援またはサービスを必要とする人々、である。同法第6条によれば、活動は良質でなければならず、関連する他の社会機関や当局と協力して実施されなければならない。その活動は、個人の自己決定権と個人をそのままの状態で尊重すること（integrity）を基にして確立されなければならない。可能な限り、利用者個人には、提供されるサービスに関する影響力と共同決定権が与えられなければならない。

152.　社会分野の権利法は、社会扶助またはLSSに基づくサービスの決定に異議申し立てをする機会や、あるいはサービスの申請が却下された場合、またはサービスの質への苦情がある場合に訴える機会を提供する。

153.　LSSは、10種類のサービスを定めている（第9条）。それは助言やその他の個人的支援、パーソナルアシスタンス、ガイドヘルプ（companion service）、コンタクトパーソン（contact person）、自宅での救援サービス、自宅外でのショートステイ、12歳以上の生徒の学童保育（12歳以上の生徒が学校の前後および休日中に学童保育を受ける権利がある）。その他のサービスとして、家庭や児童や青少年のための特別なサービスを備えた住居に居住できるもので、両親と一緒に暮らすことができない子供や若者が、別の家族や特別なサービスを提供する住居で暮らす権利を与えている。これは、一定時間両親と一緒に暮らすことができる子どもと、全く自宅に住めない子どもにとって、親の家を補完するものでなければならない。別のサービスとして、成人のための特別のサービスのついた、特別に改造された居住がある。住居の形態はさまざまであるが、最も一般的な形態は、グループハウスとサービス住宅である。また人々は、市町村によって割り当てられたバリアフリー住宅への入居資格を得ることもできる。

154.　就労年齢で、有償雇用にも、教育にも参加していない一定の障害のある人は、デイアクティビティに参加する資格がある。

155.　10種類のサービスの1つ、パーソナルアシスタンスは、広範で持続的な機能障害のために、基本的なニーズに援助を要する人々に対して、少数の人々によって提供される、個別に設計された支援である。基本的なニーズとは、個人衛生、食事、着衣、他者とのコミュニケーションの支援を指す。扶助給付法（LASS）は、自己への援助のあり方を個人が決定することを意味する。利用者は雇用主であり、1人以上のアシスタントを雇うことができる。また、障害のある他の人と一緒に、複数のアシスタントの雇用主となる団体や協同組合を結成することもできる。あるいは、雇用主の責任を持つ支援会社や組織に加わることも可能である。

156.　その他の支援の例には、住宅改造の補助、視覚障害または聴覚障害のある人のためのリハビリテーションセンター、精神障害のある人の地域ケア（open care）、自動車の支援が含まれる。

157.　自動車の支援は、自動車、オートバイまたはモペット（電動自転車）の改造や購入のために支払われる。これらの車は生活維持の援助用でなければならないが、同時に障害のある人の積極的かつ自立した生活を促進しなければならない。したがって、効果的な自動車支援は、公共交通（訳者注： 原文はpublic communication「公共のコミュニケーション」とあるが、public commuting「公共交通」の誤りと思われる。）を利用できない人々の参加と自由を増やすことにつながるため、大きな障害政策上の意義がある。

158.　人々が洞察をより深め、選択の自由を拡大することを目指し、政府は、市町村に公開比較の制度を開発するよう奨励しており、より多くの事業者が競争しつつ社会サービスを提供できるようにする法律[[83]](#footnote-83)を導入した。

**第20条　個人の移動**

159.　障害政策全国行動計画2000-2010[[84]](#footnote-84)は、障害のある人が完全に参加できるように社会を設計すべきであると定めている。政府と各省庁はこの取り組みの模範として行動しなければならない。省庁による障害政策の実施を促進するために、障害政策実施のための省庁の責任に関する規則（Ordinance on the government authorities’ responsibility for the implementation of the disability policies）[[85]](#footnote-85)が導入された。この規則は、すべての省庁に対し、障害政策の目標を遵守しながらそれぞれの活動を策定し、実施する責任を与えた。障害のある人の社会生活への完全な関与と平等を達成するためには、その施設、活動、情報に障害のある人がアクセスできるようにする必要がある。このアクセシビリティ作業には、構造化された体系的なアプローチが必要である。したがって省庁は、規則に従って、総ざらいを行い、行動計画を策定しなければならない。

160.　2006年、政府は、アクセシビリティを高める作業を強化する必要があると強調した。政府は、目標を達成するための戦略を策定した。政府はスウェーデン自治体・地域協会（SALAR）をこの作業に参加させた。 2008年9月に採択された共同戦略には、３つの優先分野が含まれている。アクセシブルな公共交通機関、アクセシブルな市民サービス、および容易になくせる障壁である。この戦略により、市町村と県のアクセシビリティ改善の取り組みを強化してもらうため、政府とSALARの緊密な協力が開始された。

161.　多くの交通信号は音の信号を発し、触覚マークがついている。ゆっくりしたテンポの音は赤信号が示されていることを示し、速いテンポの音は緑信号が示されていることを示す。速いテンポの音と無音の組み合わせは、信号が赤に変わる直前であることを示す。触覚マークは、視覚障害のある人のための交差点のレイアウトと、歩行すべき方向を示す。

162.　スウェーデン支援技術研究所は、障害分野の開発活動を開始した。第26条を参照。

163.　盲導犬を持つ機会は、視力障害のある人の独立性を高め、他の形の支援と助けの必要性を減らす。盲導犬の配分の適正な手続きを実現し、盲導犬の数を増やすために、スウェーデン国会は、政府の提案[[86]](#footnote-86)に基づき、2005年に制度を規制し、盲導犬の供給における調達手順を導入することを決定した。新しい規則は2006年1月1日以降適用されている。

164.　スウェーデンには約300頭の盲導犬がいる。すべての盲導犬は、スウェーデン視覚障害者協会（SRF）が所有している。盲導犬を持ちたい目の不自由な人は、県の視覚センターに申請書を提出し、センターはSRFに連絡する。SRFのコンサルタントは、申請者が盲導犬の割り当て基準を満たしているかどうか、盲導犬が申請者のより大きな自由と独立性を高めるかどうかを評価する。その後、適切な犬を見つける作業が始まる。 2006年以来、スウェーデン支援技術研究所は、SRFの要請により、視覚障害者用盲導犬の調達を実施している。

165.　政府は、スウェーデン支援技術研究所に、サービス犬（介助犬）とシグナル犬（聴導犬）に関する3年間の試行を、保健福祉委員会と協力して行うよう依頼した。犬を自分で所有している障害のある人は、個々のケースの有効性を医師が評価した後、チーム（犬と飼い主）の訓練の援助を受ける機会を得る。例えば、てんかんまたは重度の糖尿病のある人の場合、犬が発作の際に警告を発することができる。障害のある人が物を取ってもらうこともできる。この試行は、障害のある人の福祉によい影響を与えることを証明した。

**第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会**

166.　スウェーデンでは、憲法[[87]](#footnote-87)で、各市民が一般社会に対する表現の自由を保障されると規定している。表現の自由は、口頭でも書面でも、絵やその他の方法で、情報を伝え、思考、意見、感情を表現する自由などである。表現の自由法は、すべての市民が、一般市民との関係で、様々な媒体を使って、考え、意見、感情を表現し、その他どのような事に関してでも情報を伝える権利を保証している。

167.　憲法上の表現の自由には、公共の情報へのアクセスの原則も組み込まれている。この原則は、公的文書への一般市民のアクセス、情報ソースの保護に関する決定、情報を転送し公表する権利、裁判手続および意思決定集会への一般市民のアクセスなどの領域を規制する。

168.　政府は、一般市民に提供される情報に障害のある人がアクセスできるようにするため、様々な措置を講じている。例えば、政府当局の障害政策の実施責任に関する規則に基づいてアクセシビリティ・ガイドラインが作成されている。これらのガイドラインでは、すべての人が情報にアクセスできるよう、文書情報、ウェブサイトとe-サービス、映画やTV /ビデオ、電話、通信とコミュニケーション、会合や会議の6つの分野でアクセシビリティ基準が定められている。

169.　何年もの間、スウェーデン著作権法[[88]](#footnote-88)は、障害のある人が著作権で保護された著作物に、それを表現する媒体技術に関わらずアクセスできることを保証する条項を含んでいる。これらの規定は、例えば著作権で保護された作品のコピーを誰もが点字で複製できることや、デジタル技術も使用できることを含んでいる。しかしながら音声録音、すなわち話す本の制作には、政府からの別個の決定が必要である。新しい条項が発効した2005年7月1日以降、政府は毎年約200件の許可をさまざまな図書館や組織に与えている。

170.　新しい形態の情報収集とコミュニケーションの様式は、障害のある人の参加を増やす機会を創出しているが、障害のある特定の人を排除するリスクも生み出している。国会が2006年1月に採択したIT政策法案は、情報社会への障害のある人の参加に関連する特定の措置、例えば携帯電話による手話通訳に関する継続的な試行に重点を置いている。政府はe-アクセシビリティの発展を慎重に監視しており、現在、e-アクセシビリティのフォローアップのための将来の仕組みを調査中である。第30条を参照のこと。

**第22条　プライバシーの尊重**

171.　スウェーデン憲法は、市民の基本的自由と権利を保護する法律である。これらの自由および権利の一部は、法律によってある程度制限されることがある。個人の私生活、家庭生活、住宅などにおける任意のまたは違法な侵害からの保護することがこの22条の目的であり、したがって、これらの侵害はスウェーデンでは発生しないであろう。この法的保護は、何らかの障害があるかどうかに関係なく、すべての市民に自然に適用される。守秘法（Secrecy Act）[[89]](#footnote-89)は、障害のない人と同様に、障害のある人の個人情報と健康とリハビリテーションに関する詳細の保護を必然的に含んでいる。また，これとは別の個人データ法（Personal Data Act）[[90]](#footnote-90)およびこれに関連する分野で公布された特定の個人データに関する諸法に基づいて、同じ保護が適用される。第19条及び第25条も参照のこと。

**第23条　家庭と家族の尊重**

172.　スウェーデンの法律は、結婚、家族、親子関係、個人的なつながりに関連する問題において、障害のある人への例外を設けていない。これは、子供の数を決定し、家族計画に関する情報にアクセスし、障害のない人と平等に生殖能力を保持する権利にもあてはまる。第25条を参照のこと。

173.　スウェーデンの法律は、障害のある人には、子どもの保護者または信託権、子どもの世話および養子縁組に関する権利と義務があることを保証している。

174.　スウェーデンのすべての子どもたちは、生まれて退院した後、定期的な検査のために児童福祉診療所または同等の機関に呼び出される。これと併せて、両親は子供の世話のための助言と支援を受ける。

175.　保護者および児童（Parents and Children Code）のケア、住居および社会的交流に関する導入規定[[91]](#footnote-91)の前文には、子供がケア、安全および良好な育成を受ける資格があると書いている。子供は、その人格や個人的性格を尊重して扱われなければならず、また、体罰やその他の虐待を受けることはない。

176.　この規約はまた、ケア、住居および社会的交流に関するすべての問題を決定する際に、子供の最善の利益が最優先でなければならないとも述べている。児童に関する措置において、「子どもの最善の利益に対する配慮」とは実際には何を意味しているかについて特に注意を払わなければならない（社会サービス法、SOL）[[92]](#footnote-92)。保護者および児童規約[[93]](#footnote-93)は、社会福祉委員会から助けと支援を受ける子どもと保護者の権利に関するSOLの規定に言及している。

177.　 保護者および児童規約と若年者のケアに関する法律（LVU）（Act on the Care of Young Persons）[[94]](#footnote-94)は、子供が自分の意志に反して両親と分離される場合の条件を慎重に規制している。そのような分離は、子供の最善のために必要とみなされた場合にのみ実施され、法的審査に付託することができる。いかなる場合においても、子供は、子供の障害や片親または両親の障害によって両親と分離されることはない。

178.　社会サービス法（SOL）[[95]](#footnote-95)はまた、子供と若者が良好で安全な状態で育つことを保証する、社会福祉委員会の包括的な義務を定めている。例えば、家庭と密接に協力して、成長に好ましくないリスクの下にある子どもと若者が、必要とする保護と支援を受けることを保証し、そして、子どもの最善の利益を考慮して、必要な場合には子どもの自宅の外でのケアや養育を保証する義務である。

179.　子どもが自宅以外の家庭でケアを受けたり、暮らしたりする必要がある場合、SOLによれば、まず親戚やその他の密接な関係者に任せられるか検討する必要がある。これが不適切または不可能な場合、社会福祉委員会は、子供をファミリーホームや施設に連れて行くことを保証しなければならない。

180.　子どもの育成の責任に関して、適用できる法律は十分であるとみなせる。しかし、障害のある多くのは、能力を養うために支援サービスを必要としている。これらのサービスは、就学前施設、学校、児童・青少年ハビリテーションセンター、視聴覚センター、または他の機関から提供される。県や市町村は、ハビリテーション/リハビリテーション（言語療法、理学療法など）の分野でのサポートと治療を提供し、就学前施設や学校などの資源を提供する義務を負っている。

181.　スウェーデン知的障害者協会（FUB）は、重度知的障害、様々な身体障害、および高度の医療介入のニーズを併せ持つ子供の小さなグループ（約7,000人）に、政府の関心を喚起した。FUBによると、これらの子供たちはきわめて特殊なニーズを持っている。そのような家族の大多数は脆弱な状況に陥っており、構造的な支援の必要性が高い。このような背景のもと、政府は、全国保健福祉委員会に、自治体の財源の組織化に焦点を当て、この目標グループのサービスに関する情報の調整がどうなされているかを説明させる予定である。委員会は、その後、国家レベルでどのように現在の支援をさらに発展させることができるかを自治体と協力して提案する。この支援は、責任分担の区分を維持しつつ、また活動の費用が、支援を必要とする県および市町村によって長期的に負担されるような方法で策定されなければならない。

182.　スウェーデン障害連盟は、現在、ハビリテーションサービスのニーズのある児童や若者の参加と自己決定がどのように改善できるかを整理し、それによって自立生活の前提条件を改善しようとしている。

183.　国立公衆衛生研究所は、政府の要請を受けて、現在、両親と子どもの交流を改善し、若者の健康を促進するための国家的ベンチャー事業を実施している。目標は、若者の間での、精神保健を含む多くの健康問題リスクを軽減することである。支援は、両親の重要な役割を強化し、親と子のコミュニケーションの向上に貢献する。児童の影響力については、第7条も参照。社会保障に関しては、第28条を参照。不妊措置に関しては第17条を参照。

**第24条　教育**

184.　スウェーデンの教育制度は、インクルージョンの原則に基づいている。そのため障害のあるほとんどの子供や若者は、通常の教育の枠組みの中で教育を受ける。児童および青少年の教育において全生徒の1.7％のみが、通常の教育の外で、すなわち知的障害のある生徒のための教育または特定の障害のある子供のための特別学校で教育を受ける。

185.　教育法（Education Act）[[96]](#footnote-96)によれば、すべての子どもと若者（少女と少年）は、居住地の地理的相違や社会的、経済的状況にかかわらず、国の学校制度での教育に平等にアクセスできる。教育の中で、子供と生徒のさまざまなニーズに配慮する必要がある。子供と生徒には、可能な限り発達するための支援と励ましが必要である。

186.　居住地の市町村は、義務的な初等（elementary）学校、および特定の状況下では後期中等（upper secondary）学校での、無料の通学交通機関の提供を担当している。

187.　すべての子供は、7回目の誕生日後、9年間学校に通う義務がある。学校制度には、就学前の教育も含まれている。市町村は、1歳から必要とされる時期（親の就労や学業のため、あるいは子どものニーズのために必要な範囲）まで、就学前教育を子供に提供しなければならない。市町村はまた、子どもが3歳の誕生日を迎えた年の秋期から、年間少なくとも525時間の就学前教育を、すべての児童に無料で提供することを義務付けられている。就学前教育の料金上限制度も適用される。家族の財政上の理由により、幼児が就学前教育に参加することを見合わせることはない。市町村は、地域の状況、子供のニーズ、および親の希望に基づいて活動内容を決定する。

188.　知的障害のために義務的初等学校で学ぶべき学習内容を習得できないと考えられる子供は、知的障害のある生徒の義務教育学校で受け入れられることがある。これらの生徒は、知的障害のある生徒のための後期中等学校に進学することもできる。これらの学校で提供される教育は、生徒の個別の状況を考慮した特殊な指導文書に基づいている。この教育は、義務的な初等学校または後期中等学校でも導入されることがある。

189.　国によって運営されている3つの全国区の特別学校と5つの地域別の特別学校もある。現在、特別学校にはおよそ500人の生徒がいる。地域の学校は、ろう児や難聴児の義務教育に相当する教育を提供している。地域の学校では、スウェーデン語とスウェーデン手話言語の2言語環境で教育が提供されている。しかし、聴覚障害のあるほとんどの生徒は、通常の初等学校に行く。

190.　全国区の特別学校は、視覚障害と他の身体障害の合併、身体障害、ろうまたは難聴と発達障害の合併、盲ろう、あるいは重度言語障害のある生徒を対象としている。これらの学校では、生徒のニーズに応じて、スウェーデン語、スウェーデン手話言語や代替形式コミュニケーションで教育が提供されている。

191.　選ばれたある一つの自治体は、その後期中等学校で、全国各地の生徒に後期中等教育を提供するよう委託されている。これは、次の生徒に適用される。

•ろう児または難聴児で、手話言語環境に依存している人。

•聴覚障害があり、支援器具やその他の支援を利用しているにもかかわらず、通常の後期中等学校の教育に適応できない生徒、または盲ろうの生徒。可能なかぎり、教育は市町村の後期中等学校での、対応する通常教育に統合する必要がある。

192.　国はまたこの自治体と、その後期中等学校が全国からの知的障害のあるろうまたは難聴の生徒を教育する合意に達している。対象グループは、たとえば盲ろうの生徒など非常に複雑な障害のある生徒も含まれる。

193.　国との合意に基づき、4つの市町村が重度障害のある人のために後期中等教育機関で全国区の職業教育を実施している。可能なかぎり、教育は市町村の後期中等学校での相当する通常教育に統合する必要がある。

194.　政府は早期から、義務的な初等学校の学ぶべき学習内容を明確にするために、いくつかの改革を開始した。目標や学ぶべき学習内容が明確にされ、生徒や保護者との間でそれについてコミュニケーションが取られることは、特別支援を必要としている人を早期に特定するための必須条件である。

195.　児童および青少年教育ならびに成人教育の指導は、生徒の状況およびニーズに基づいて行われなければならない。子供や若者のための教育システムのすべての生徒は、必要な場合には特別なサポートを受ける権利がある。特別支援には、パーソナルアシスタンスだけでなく、特別な教育機器や手段も含まれる。主任教師は、生徒とその保護者と一緒に、この特別支援について調査し、行動計画を作成する責任を負う。2010年6月、国会は、新しい教育法に関する政府の提案[[97]](#footnote-97)を決定した。新法は2011年7月1日に施行され、いくつかの点で生徒の権利が強化される。例えば、行動計画に関する校長の決定に対して訴えることが可能となる。

196.　2007年、政府は、読み、書き、計算の困難な生徒に対する学校の支援を発展させるために、国の特定補助金を導入した。国の補助金は、義務的初等学校の第1学年から第3学年の特別な取り組みに資金を提供する。

197.　国の特別支援教育・学校局（National Agency for Special Needs Education and Schools）は、就学前教育、学校教育および成人教育で使用する、障害のある子どもや生徒のための教材を開発し、適応させる。民間の教育機材メーカーも、そのような支援機器開発のためのサポートを受けることができる。

198.　市町村の各住民は、20歳に達した日の半年後から、その市町村の成人教育（Komvux）の基礎的成人教育に参加する権利がある。ただしそれは、義務的教育で得られる通常の習熟度を持たない場合であり、スウェーデンに居住していることを条件とする。市町村は、後期中等教育以上の成人教育をも提供しなければならない。これは、障害のある人を含め、市町村のすべての住民に適用される。発達障害のある市町村民には、それに対応する成人教育の資格が適用され（Särvux）、また市町村には、後期中等教育レベルに対応する特別教育も提供することが求められている。KomvuxとSärvuxの両方で、職業訓練も提供されることがある。移民のためのスウェーデン語の教育は、スウェーデン語の基本的スキルが不足している移民にとっての権利である。障害のある移民は、他の移民と同じ権利を持っている。

199.　スウェーデン学校検査官[[98]](#footnote-98)は、大幅に分権化されたスウェーデンの学校システムにおける教育制度の国の監督と質的評価を強化するために、2008年に設置された。 検査官の仕事には、発達障害のある生徒を含む、障害のある生徒の教育に関するテーマ別の質的評価が含まれている。

200.　 県は、傷害を負った成人に対して、リハビリテーションを提供する責任がある。これらの人は、成人学習センター（folk high schools）や成人教育協会で、例えば、手話言語を学ぶことができる。

201.　 成人学習センター[[99]](#footnote-99)は、障害のある人に幅広い教育を提供している。リベラルな成人教育（学習協会と成人学習センター）への国庫補助金の10％強、32億クローネが障害のある人のための教育を促進するために使われている。国はまた、この目的のために別に毎年約1億クローネを支出している。

202.　大学教育に関しても、各大学（大学院を含む）は、障害のある学生が教育支援手段にアクセスできるようにする必要がある。これらの教育援助措置は、学部教育のための補助金の0.3％をこの目的のために積み立ててきた大学によってまずまかなわれる。教育機関はまた、全国的に割り当てられた基金に申請することもできる。

203.　ほとんどすべての大学には、障害のある学生のための特別な連絡担当者とコーディネーターがいる。提供される支援策の例としては、試験（方法）の修正、代替媒体による文献、ノートテイク、指導（メンター）、補助指導、言語支援、手話通訳などがある。一部の大学では通訳者を雇用して授業を通訳している。

204.　スウェーデン国立高等教育庁[[100]](#footnote-100)は、学生のための手話通訳の組織を調査しており、これによりこの分野の一定の変化が生まれた。

205.　スウェーデン国立高等教育庁の監督活動の枠組みの中での追跡を含め、いくつかの方法で、大学による障害学生支援策に対するフォローアップがなされている。その決定が教育分野の差別禁止に反することを理由に、大学の特定の決定に対して訴えることも可能である。訴えは、独立した国家機関である高等教育控訴委員会[[101]](#footnote-101)によって聴聞がなされる。

206.　スウェーデンは、教育システムにおける障害のある子どもや若者の数に関する統計を保持していない。しかし、大学教育で特別な教育援助を受けている障害学生に関する統計がある。2008年度の予算年度には、合計4,906人の学生がスウェーデンの大学で特別な教育支援を受けた。これは、その年のスウェーデンの大学のフルタイム学生（287,598人）の総数の1.7％に相当する。しかし、統計は障害のあるすべての大学生の完全なイメージを提供していない。

207.　2008年度の特別教育支援を受けた学生のうち、64％（3,137）が女性で、36％（1,769）が男性であった。このうち21人が博士課程学生で、うち14人が女性で7人が男性であった。学生が活動している教育分野を示す統計情報はない。

208.　スウェーデンのいくつかの成人学習センターでは、手話言語や盲ろう者の通訳者の訓練が提供された。ストックホルム大学では、通訳・翻訳研究所があり、手話通訳訓練のための国の補助金を成人学習センターに配分し、その活動を監督し、訓練を継続的にフォローし、評価する役割を果たしている。

209.　新しい言語法が2009年7月1日に発効した[[102]](#footnote-102)。このことから、スウェーデンの手話言語を保護し、促進する特別な責任がコミュニティ全体にあることは明らかである。ろう者、難聴の人、または他の何らかの理由で手話言語が必要なすべての人は、手話を学び、上達し、使用する可能性が与えられなければならない。2010年に、政府は、初等学校と初等特別学校で手話言語で授業を受けられる方法を提案するための調査を開始した。2009年、言語・民俗研究所[[103]](#footnote-103)とスウェーデン言語評議会[[104]](#footnote-104)は、手話言語を開発する方法を特定する活動を開始した。スウェーデン言語評議会のウェブサイトでは、手話言語に関する様々なニュースや事実を紹介している。

210.　ストックホルム大学は1990年以来、世界で初めて、手話言語の教授を持っている。手話言語の研究は、大学の言語学部の手話言語学科で行われている。この学科では、スウェーデン手話を文書化し、手話言語辞典を出版する辞書編集事業もある。この大学は博士課程を含むあらゆるレベルの手話言語訓練を提供している。

211.　2004年以降、手話通訳者は、法務・財務・行政サービス庁[[105]](#footnote-105)を通じ、認可通訳者になる機会を得た。この国の認可の目的は、適格な通訳者と翻訳者に関する社会のニーズを満たすことである。通訳者または翻訳者としての認可は、法務・財務・行政サービス庁によって、特定の法律[[106]](#footnote-106)および規則[[107]](#footnote-107)に従って発行される。

212.　教員養成は、大学で実施される学術訓練の一形態である。2010年、スウェーデン国会は、教員養成のための新しい制度を決定した。将来的には、プログラムの共通の中核は8分野で構成され、そのうちの1つは特別なニーズ教育である。新しい教員養成課程は2011年の秋に始まる。

213.　政府は2007年に、教員に大学での継続訓練の機会を与える特別な事業を開始した。ここでは教員は給与の80％を維持することができる。この事業では、教師はたとえば特別なニーズ教育などのためのさらなる研修を受けることができる。

214.　現在、9つの大学は特別支援教育の大学院卒業資格の養成を行っている。 2011年からはこの学位は拡大され、ろう児または難聴児、視覚障害児、重度言語障害児、発達障害児の教育の特別分野もカバーする。

**第25条　健康**

215.　保健医療サービスの全体的な目標[[108]](#footnote-108)は、全国民に同等の条件で良好な医療とケアを提供することである。すべての人の平等な価値と個人の完全性を尊重してケアを提供しなければならないことも規定されている。憲法規定には障害のある人に関する特別な規制はない。

216.　可能な限り、ケアは患者と協議して設計され、実施されなければならず、患者の自己決定とそのままの状態であることを尊重しなければならない[[109]](#footnote-109)。障害のある人は自分自身で意思決定を行う能力が低い可能性があるため、患者が情報を入手して自分の判断を下すことをより容易にするための全国保健福祉委員会からの一般的な助言がある。ある状況では、通訳者のサポートやさまざまな認知支援を受けることが適切な場合がある。この助言には、職員がケアを計画し実施する際に、障害の影響に関する十分な知識を持つべきであることが含まれている。

217.　公衆衛生の最も重要な目的は、国民全体に均等に健康のための社会条件を作り出すことである。最新の公衆衛生政策報告書2010[[110]](#footnote-110)の結果は、障害のある人の健康状態が悪いことが、低学歴、悪い経済状態、労働生活面の悪化などの要素に関連していることを示している。

218.　スウェーデンの公衆衛生政策の１つの目標分野は、誰もが安全な性と良好な生殖医療を得る資格があることである。怪我や障害が人の性や生殖医療に影響を及ぼす可能性があるため、国立公衆衛生研究所[[111]](#footnote-111)などの機関は、保健医療やいろいろなケアサービスの内で、さまざまな障害のある人がどのような支援を必要としているかに関する知識を増やすための作業を行っている。これは、保健医療サービスで働く人々が性と生殖医療に関連する問題について、良好なケアを提供し、知識を伝達できるようにするためである。

219.　研究所は昨年、良い食習慣と身体活動を促進するための活動、「より健康なスウェーデン」を実施しており、2011年も継続する予定である。このプロジェクトのウェブサイトには、読みやすいスウェーデン語版と他の代替様式の情報が含まれている。また、障害分野に関する、点字、音声または手話テキストのような代替フォーマットで書かれた研究所の報告書はますます増えている。

220.　政府は、国の補助金により、精神疾患または精神障害のある人と接触する職員が、より高い専門知識を持てるよう投資してきた。国の補助金は、ケア/治療、住宅、雇用および雇用に向けたリハビリテーションの分野の人員を訓練するために、市町村および県に支払われている。特定の資金が、全国の包括的な技能への投資に貢献している。この事業は、明確なユーザー重視、協力の強化、長期的な抱負が特徴であり、エビデンスに基づく実践に向けた重要なステップが含まれている。患者、利用者、および家族の組織は、計画と実施に積極的に関与しており、この事業を成功に導くのに役立っている。

221.　さまざまな治療法が保健・医療サービス内で使用されている。例えば、自殺リスクの高い重症うつ病患者を治療する場合には、ECT（電気ショック療法）を使用することができる。全国保健福祉委員会は、監督を強化し、患者情報の改善と報告の責任について、首長（県）の責任を明らかにした。

222.　保健医療サービスに関する情報の大部分は、アクセシビリティに関するW3Cの指針（WCAG）に基づいて運営されている全国保健福祉委員会のウェブサイト[www.socialstyrelsen.se](http://www.socialstyrelsen.se)で配布され、それ以外はアクセシビリティの基本要件を満たしている。医療ケアのアクセシビリティについては、第9条を参照のこと。

223.　スウェーデンの医療サービスの患者自己負担には、「高額料金からの保護」がある。これは、患者の年間支払上限額が決められていることを意味する。最大額に達すると、その年の残り期間無料治療の権利を付与する無料のカードを受け取る。高額料金からの保護は全国に適用される。上限額は投薬にも適用される。外来医療、医療ケア、一部の歯科治療は、900SEK（スウェーデンクローネ）、医薬品1,800SEK、医療機器2,000SEKである。

**第26条　ハビリテーション及びリハビリテーション**

224.　リハビリテーションは、主に医学リハビリテーション、社会リハビリテーション、職業リハビリテーションの3つの分野で行われる。

225.　保健医療サービス法によれば、首長は、損傷した可能性がある特定の機能を回復または維持する目的で、リハビリテーション、ハビリテーションおよび支援機器の提供を担当している。リハビリテーション/ハビリテーションの間、個人は、健康促進プロセスのための自分自身の責任を持つ。医学リハビリテーションでは、聴覚訓練士、理学療法士、作業療法士、言語療法士、社会福祉士、心理士など、さまざまな専門分野にアクセスできる必要がある。

226.　スウェーデンの経験では、個々人のリハビリテーションを成功させるためには、さまざまな学問分野や首長間の協力が必要である。以下の目標が設定された。インタラクティブなリハビリテーション/ハビリテーションは、支援とサービスが全体的アプローチによって特徴づけられ、個人のニーズに対応して提供されなければならない。サービスは、正しい倫理と社会経済的責任の両方を満たす適切なタイミングで正しい方法で実施されなければならない。2010年10月、これらの目標に沿った市町村と県の間の共通のガイドラインによる取り組みが、2県以外のすべてで開始された。

227.　労働と雇用は、障害のある人の社会参加を増やす中心的な分野である。スウェーデンの公共職業安定所（Public Employment Service）[[112]](#footnote-112)は、指導、調査、リハビリテーションおよび職業準備に焦点を当てたサービスにより職業リハビリテーションを実施する役割を課されている。公共職業安定所は、社会保険事務所、市町村および県と協力する[[113]](#footnote-113)。政府は、労働市場における障害のある人の状況を改善するためのいくつかの取り組みを開始した。雇用主がこれまで以上に大きな支援を必要とする人材を雇用するために、政府は職業支援機器とパーソナルアシスタンスに利用できる金額（被雇用者向けおよび事業主向けの両方）を増やした。第27条を参照のこと。

228.　求職者を対象としたサービスの多く[[114]](#footnote-114)は、一般的に障害のある人に役立った。公共職業安定所がとくに障害のある個人に提供するサービスも強化されている。政府は疾病手当や活動補償を受けている個人が補償を失うことなく働ける機会を創出した。労働能力の低下した障害のある人で、疾病手当から離れ、公共職業安定所の管理下にある措置に移行する人の、雇用への移行の機会を増やすため、政府は数回にわたって財源を強化した。第27条を参照のこと。

229.　精神医療の分野における政府の事業の枠組み[[115]](#footnote-115)の中で、精神疾患または精神障害のある人々のケアおよびサポートを、様々な方法で改善するために、多くの課題が進行中である。これらの課題のうちのいくつかは、労働、雇用、支援機器に関するものである。

230.　政府は特別の国庫補助金を通じて、労働市場からとくに離れている精神障害のある人を対象としたサービスを優先的に実施している。

231.　支援機器の提供および資金負担は、保健医療法で規制されている。支援機器の供給の責任は、機器が使用される状況によって異なる。家庭内、ごく身近な範囲および学校で使われるもの、ならびに日々の生活のため、および介護および治療のための支援機器は、医療の責任者、すなわち県および市町村が責任を負っている[[116]](#footnote-116)。利用料と範囲は県ごとに異なる。

232.　政府は、高齢者や障害のある人が支援機器を選択する可能性を広げる目的で、3つの県で支援機器の自由選択に関する完璧な試行試験を構築しようとしている。

233.　支援機器は、県と市町村のいろいろな機関の熟練した保健医療専門職によって、プライマリケア（第一線医療）、医療サービス内の診療所、補助器具センター、聴力センター、視力センター、整形外科、通訳センターおよび言語支援センター[[117]](#footnote-117)でテストされ、処方される。

234.　障害のある人のための安全で機能的な機器を保証するために、支援機器は国の資金を使って試験され評価される。

235.　スウェーデン支援技術研究所（HI）は、障害のある人のための新しい技術と支援機器の研究開発に携わっている。また、訓練や技能の開発、支援機器に関する国際協力も提供している。

**第27条　労働及び雇用**

236.　政府と国会は、働く能力が低下した障害のある人が仕事を得やすくすることを目的とした、いくつかの幅広い決定を下した。憲法では、社会全体が雇用の権利を保護し、障害に基づく差別に対抗するべきだと述べている[[118]](#footnote-118)。

237.　平等な生活条件という政府の障害政策の目標を実現するためには、関係する当事者が協力して、働く能力が低下している障害のある人にとっての、労働市場にある障壁を特定し排除する必要がある。すでにスウェーデンの公共職業安定所は、とくに重視している対象グループに属する障害のある人の、個人の競争能力を強化し、求職者と仕事のマッチングを図るとともに、その労働能力を補うために、活動することを義務づけられている。政府は、将来の経済回復が、労働能力が低下した障害のある人に提供するであろう仕事を見つける機会を利用することが不可欠であると考えている。したがって、政府は公共職業安定所がこの対象グループに対するマッチング作業をより効率的かつ確実に継続するための条件を検討している。

238.　近年の新しい労働市場政策措置の導入もまた、労働能力の低下した障害のある人の就職を増やす結果となった。 Samhall AB（障害のある人の雇用のための完全国営のサムハル有限会社）[[119]](#footnote-119)内の賃金補助金と保護雇用のための資源は増加している。2006年以降、職業用支援機器への補助金上限が引き上げられ、パーソナルアシスタントの支援が増加した。

239.　労働能力の低下している失業中の障害のある人は、スウェーデンの公共職業安定所のすべてのサービスと労働市場政策プログラムを他の求職者と同じ条件で利用する権利がある。

240.　彼らは必要に応じて、職業生活を目指すリハビリテーションと、この対象グループに提供される特別支援について、情報提供を受けるべきである。第26条を参照のこと。

241.　特別支援は、労働能力低下を伴う障害のある人のための特別給付に関する規則[[120]](#footnote-120)において定められている。これらのサービスは失業サイクルを破る可能性をもたらし、生産的な雇用を作りだし、支援なしでの雇用への移行を容易にする経験と専門知識を提供する。障害政策の目標に沿って、サービスは、減少した労働能力を補い、人々の仕事を得るか維持する可能性を強化することを意図している。サービスは主に、賃金補助による雇用、Samhall ABでの保護雇用、公共部門の雇用主の下での保護雇用、安全雇用および「発達支援雇用（development employment）」からなる。これらの5つの雇用補助金に加えて、この規則は賃金費用以外の項目に対する財政支援も規制している。これには、職業支援機器の支援、パーソナルアシスタンス、調整補助金、特別な導入とフォローアップサポート（支援雇用）、事業開始時の特別支援が含まれる。

242.　職場での支援機器の支援とは、雇用主または個人が、職業支援機器またはその他の器具の購入、借り入れまたは修理のための財政的支援を受けることができることを意味する。雇用者と障害のある人は、それぞれ1年間に最大10万SEKの助成を受け取ることができる。

243.　職業支援機器および/または職場の改造は、公共職業安定所と社会保険事務所の連帯責任である。雇用主は、労働環境が従業員の状況やニーズに適合するようにする基本的な責任を負う。社会保険事務所は、仕事を続けるために必要な職業支援機器を担当しているが、公共職業安定所は障害のある人が就職することができるようにする責任がある。個人は、職業支援機器のための助成金を申請することもできる。これは、たとえ職場を変えたとしても持ってくることができる個人的な支援機器のことである。公共職業安定所は、実用的な職業準備の中で障害のある青少年が必要とする支援機器、ならびに視覚障害のある人が労働市場訓練に参加するために必要とする音声および点字文献の費用も担当する。

244.　パーソナルアシスタンスは、障害のある人にパーソナルアシスタンスを提供するための費用を負担する雇用者または他の関係者に対する財政的支援を含む。

245.　調整補助金は、雇用者が、補助対象となっている障害者3人（three of the subsidised posts）に対する指導、開発サービスおよび職場の改造のための財政支援を受けることができることを意味する。

246.　特別な導入とフォローアップのサポート（支援雇用）とは、雇用開始時の導入期間の前または最中に、追加援助と訓練を必要とする障害のある人のために、公共職業安定所が特別支援者を任命することを意味する。支援は、雇用開始後1年まで提供される可能性がある。

247.　労働能力の低下を伴う障害のある失業者は、公共職業安定所を通じ、単独でまたは他人と一緒に、事業を開始するための個別の財政支援を、受けることができる。

248.　労働市場政策は、他の政策分野と同様に、労働市場における男女平等戦略の目標達成に貢献しなければならない。例えば、勤労者減税による「労働優先原則」の強化などがある。育児休暇の平等な取得をさらに促進するために、両親保険には男女平等のボーナスが導入されている。女性と男性が労働生活と家庭生活を結びつけることを容易にする家事サービスの減税が導入された。

249.　公共職業安定所は、労働市場における女性と男性の平等な機会を積極的に促進することを目的とした目標を定めた取り組みを行っている。この取り組みは、女性と男性が同じ条件で調停やプログラム活動（mediation and programme activities）にアクセスできるようにすることを目的としている。公共職業安定所は、労働市場から離れている外国生まれの女性の孤立を減らすことを目的としたパイロットプロジェクトも実施している。

250.　スウェーデンの労働市場では、部門別、産業別、職業別の男女分布は一般的に不均等である。これは、個人の選択と雇用主の選択の両方に影響を及ぼし、公共職業安定所の取り組みの課題となっている。障害のある人への支援制度の対象となっている仕事は、不均一なジェンダー分布が一貫した特徴である。様々なポストを全体としてみると、そして賃金補助金での雇用など主要な雇用形態をみると、男性60％、女性40％である。最も偏在しているのは公的に保護されたポスト（publicly protected work）での分布であり、女性は30％未満である。近年、職業安定所は、まだ明確な結果は得られていないが、より均等なジェンダー配分を達成するための努力を強化している。しばしばこれらのポストを特徴付けているのは、長期のつながりの中での慣習要因である。

図1

被雇用者の男女別パーセンテージ（被雇用者全体，非障害者，労働能力低下なしの障害者，低下ありの障害者，障害者全体）

0,0

20,0

40,0

60,0

80,0

100,

0

障害者全体

労働能力低下の障害者

労働能力低下なし障害者

非障害者

人口全体

女性

男性

出典:統計スウェーデンの報告書、（労働市場における障害者の状況）- 第4四半期2008/2009：3。

251.　障害のある人々のうち、精神障害のある人の雇用が最も少ない。このため、政府は、2009〜2011年度に5億クローネ近くに達する、このグループを対象とした取り組み決定した。これは例えば、精神障害のある人のために、雇用を調達し、選択制度を介して雇用する市町村への、インセンティブ補助金に関連する。政府はまた、公共職業安定所に、精神障害のために労働能力が低下した人々のためのリハビリテーションおよび他のタイプの支援サービスを、社会保険事務所と協力して調達するよう依頼した。

252.　これらのサービスで政府が意図するのは、精神障害のある人のニーズに一層適合した雇用、リハビリテーションまたは労働へのアクセスを増やすことである。

253.　スウェーデンの労働組合は国家から独立しており、どの従業員を組織するかを自主的に決定する。従業員は、性別、民族性あるいは障害にかかわらず、労働組合員になることを歓迎される。スウェーデンの労働組合加入率は非常に高い。

254.　長期疾病休暇に対処する目的で、2008年には健康保険の改革が実施された。2008年7月1日以降、新しい健康保険規則が適用された。早期取り組みによってより多くの疾病休暇中の人に職場復帰の可能性をもたらすために、リハビリテーション連鎖が導入された。これにより政府は、病気の早期に支援とリハビリテーションサービスにアクセスできるようにするなど、より積極的な疾病休暇プロセスを達成する予定である。改革は、病気の種類にかかわらず、疾病休暇中のすべての人に適用される。

255.　健康保険改革は、OECDによって注目された。OECDは、改革が正しい方向に大きな進歩を遂げ、スウェーデンが疾病休暇による深刻な孤立という否定的傾向を破ることに成功したと観察した。しかし、重い病気で就労できない人が給付を受け取ることができ、同時に、仕事に戻ることができる人のための推進力と支援を増やすという、改革の目的を維持することが重要である。健康保険改革などの大きな変更は、しかし、個人が不当な意図しない結果によって影響を受ける可能性がある。政府はこの点で今後も開発を続け、近い将来、規制とその適用が個人に対して意図しない結果をもたらしたかどうかを検討する予定である。

256.　社会的企業（労働統合企業）（social enterprises（work-integration enterprises））は、労働能力の低下を伴う障害のある人を含む雇用と雇用機会の提供において重要な役割を果たす。例えば、公共職業安定所は、精神障害のある人のリハビリテーションやその他の支援サービスを社会的企業で調達することを依頼されている。労働統合型社会的企業の従業員の大多数は、障害のために、労働市場との接触の機会を持てなかったか失った人々で構成されている。

257.　スウェーデンの社会的企業の数は増加している。 2009年末の最新の登録によると、200社あまりの企業があったが、2007年は150社であった。社会的企業で働く人は2007年の約4,000人から約7,000人に増加した。この数は、被雇用者と、リハビリテーション、職業訓練、実務経験または日常的活動など様々な形で参加している人々の両方の、常時ここで作業している人々を意味する。

258.　2010年4月、政府は、労働統合型社会企業のための行動計画を決定した。この行動計画では、成長する社会的企業をさらに増やす目的で、多くの取り組みが決定された。行動計画は、決定された措置をいくつかの当局の委員会が実施することによって遂行される。

259.　スウェーデンの被雇用者は、合理的な根拠に基づいて、不当解雇に対する法的保護を受けている[[121]](#footnote-121)。これは障害のある被雇用者を含むすべての人に適用される。人員余剰は被雇用者の解雇が認められる理由である。人員余剰の場合、まず被雇用者を、最短の雇用期間を持つ人を最初の余剰人員とする順番で並べなければならない。このランク付けにおいて、労働能力が低下していて、その結果雇用主から特別雇用を与えられている被雇用者は特別な保護を受ける。そのような被雇用者は、雇用の順序にかかわらず、雇用継続が優先されることがある[[122]](#footnote-122)。雇用（職場での共同決定）法も、雇用主が解雇に関する決定を下す前に被雇用者の労働組合と交渉しなければならないため、雇用者保護を必然的に含んでいる[[123]](#footnote-123)。

260.　労働能力が永久に低下し、雇用主にとって重要ないかなる仕事も遂行することができない場合でなければ、障害または病気を理由に人を解雇することは認められていない。

261.　一般労働市場に関する特定の労働市場政策支援策を利用している被雇用者は、雇用保護法の対象である。例えば、賃金補助金を受けている障害のある被雇用者は、他の被雇用者と同じ雇用保障を享受する。ただし「発達支援雇用（development employment）」、公的部門の雇用主による保護雇用、またはSamhall ABの被雇用者は、この法律の対象とならない。

262.　教育法によれば、就学前学校または就学前学級以外のすべての学校の生徒は、教育および職業活動の選択前に必要な助言ができる専門家にアクセスできなければならない。コースを開始する予定の人も、助言にアクセスできなければならない（第2章、第29条）。

263.　障害のある青少年にとって、学校から職業生活への移行は重要な時期である。したがって、政府は公共職業安定所に、障害のある青少年のための特別な活動の任務を与えている[[124]](#footnote-124)。これには、16歳以上の後期中等学校の生徒と社会保険からの補償を受けている30歳未満の人が含まれる。

264.　公共職業安定所は、障害のある生徒の学校から労働への移行を確保するため、学校と協力している。各労働市場の区域には、職業生活を目指すリハビリテーションの知識があり、かつ、学校、社会保険事務所、知的障害のある人のための市町村のデイアクティビティー（第19条の項のLSS参照）などと協力する雇用担当職員が任命される。政府は、LSSに従ってデイアクティビティーをしている知的障害のある人々が、就労生活に移行することなくその活動にとどまっているという事実を浮き彫りにした。その結果、2008年に政府は責任ある当局と関係者に協力を依頼し、労働市場に近いデイアクティビティーのグループが賃金労働へ移行する機会を増やすようにした。

265.　労働能力の低下を伴う若年障害者は、労働市場政策プログラムに参加する際の25歳以上という要件から免除される[[125]](#footnote-125)。公共職業安定所のマッチング雇用の支援が結果をもたらさない場合、勤務経験期間または職業生活を目指すリハビリテーションが提供される場合がある。

266.　スウェーデンの法律として適用される欧州人権条約第4条には、奴隷制及び強制労働の禁止に関する規定が含まれている。この条項は普遍的に有効であり、以下に言及する刑事規定と同様に、障害の有無に関わらず適用される。

**第28条　相当な生活水準及び社会的な保障**

267.　社会サービス法（Social Services Act）は、社会サービスが人々の経済的および社会的保護を促進しなければならないと規定している。この法律は、市町村に住む人々が必要とする支援と援助を受けられるようにする、最終的な責任を市町村に与える。財政援助は、個人が他のどのような方法、例えば就労または一般的な社会政策制度によっても自分で自活できない場合、最終的なセイフティネットとなる。援助は個々に資産調査を受ける。この評価は、世帯の全体的な財政状況に基づく。この援助を通じて、個人は妥当な生活水準を保証される。援助は、自立生活の可能性を高めるために策定される[[126]](#footnote-126)。

268.　スウェーデンでは、登録データと定期的なアンケート調査を通じて、時間の経過とともに変化する障害のある人の貧困の経緯を注視し監視するのに良い状況にある。

269.　 全国保健福祉委員会は、4年ごとに、国内の社会生活条件に焦点を当てた社会報告を発行している。 2006年の社会報告は、障害のある子どもを持つことによる財政的影響を分析した。報告によると、子供の障害の結果としての一連の費用で、社会からの財政的支援を受けていない費用を、約半数の家族が支出していた。同様に、障害のある子どもを持つ母親の一部は、介護手当を受けて、あるいは受けないで、家庭で働くために有給の雇用をあきらめた（下記参照）。そのようなことがあるものの、障害のある子どもを持った結果、経済的に深刻な影響を受けた家族はほとんどいないことが明らかになった。

270.　スウェーデンの貧困とは、労働市場と社会保険制度の両方から外れていることを意味する。したがって雇用は貧困を避けるために決定的なことである。「障害政策のための国家行動計画のフォローと将来戦略の基盤」という政府の発表[[127]](#footnote-127)によると、労働能力の低下した障害のある人々は、その他の人口と比べて著しく雇用率が低かった。2008年の労働人口のうち、障害のない人の77％が雇用されていた。労働能力が低下した障害のある人の50％が雇用されていた。労働能力が低下した女性障害者の労働市場への参加は、労働能力が低下した男性障害者よりも低い。

271.　全国保健福祉委員会の2010年社会報告は、貧困リスクが失業（特に労働市場に参入した経験のない人）、病気や学業によって収入がないことに強く関連しているという事実を強調している。景気後退後の経済的生活水準の上昇は、主として給与所得の増加によるものであり，その理由の一つには多くの人が仕事を見つけられたことがある。これは、補助金や社会保険からの支援の割合が高い人々の生活水準がそれほど向上していないことを意味する。絶対的貧困線（1985年の所得支援水準を、消費者物価指数を用いたインフレ率で修正した水準として定義）と関連させてスウェーデンの所得レベルの動向をみると、貧困線以下で暮らす「失業、病気、早期退職者」グループの人口は1993年から2007年にかけて減少している。同じ期間に、このグループの比較的貧しい人々（所得中央値の60％以下の所得の人と定義される）の割合が増加している[[128]](#footnote-128)。

272.　2008年、国立公衆衛生研究所は、障害のある人の健康に関する報告書[[129]](#footnote-129)を発表した。 2005-2007年の研究所の公衆衛生アンケート調査によれば、健康不良は、障害のある人では他の人口に比べて約10倍の高率である。調査されたすべての地域において、住居水準の以外の項目で、調査対象グループの人々は住民の平均よりも貧しい生活条件であった。健康状態の悪い人の割合は、障害のある男性と女性で最も高く、男性の43％、女性の32％が一般的な健康状態が悪いと報告している。多くの場合、この悪い健康状態は障害と密に関連しているが、悪い健康状態のかなりの割合は、財政的な不安、差別、アクセシビリティの欠如などの周知の決定要因にも関連している。

273.　この報告書はまた、障害のある人々は、人口の大多数よりもはるかに低い収入とより低い貯金しか持っていないことを示している。したがって、この財政的な違いは、障害のある人の健康障害のための別個の重要な決定要因である。報告書はまた、障害のある人には、支援機器、医薬品、住宅改造、家事（practical duties）への支援などのための追加支出がありえるという事実を強調する。

274.　障害補償は、原則的に、障害により発生した追加費用をカバーすることを目的とした財政的支援の一形態である。必要な支援に対して障害補償を受けることもできる。この補償は、障害のある人とない人との間の生活条件の平等を、障害によって引き起こされるであろう追加出費を補うことによって促進する。

275.　障害のある子供は、しばしばかなりの働きかけを必要とし、これは両親の時間を取り上げることになる。ケアと監督がかなり必要である。さらに、両親は様々な追加費用を負担することがある。このため例えば介護手当がある。これは子どものニーズの大きさによって額が異なる財政的支援である。介護手当は、障害のある子どもを世話することによって生じる収入の損失に対していくらかの補償を提供することもできる。障害児が自分の家族の中で育つ権利は、介護手当が導入されたときの重要な出発点であった。車の支援、家の改造のための援助、国の援助給付なども財政的支援の例である（第19条を参照）。

**第29条　政治および公的生活への参加**

276.　選挙法[[130]](#footnote-130)には、投票所へのアクセシビリティに関する規定が含まれている。各市町村は、投票所[[131]](#footnote-131)として使用できる適切な施設を設け、その場所、アクセシビリティおよび開設時間に関して、有権者によい投票機会を確実に提供しなければならない。

277.　社会における活動の基本的な出発点は、すべての市民にとってアクセシブルでなければならず、市町村はすべての有権者がアクセスできる投票所とすべく合理的な努力をしなければならない。しかし、この要件を満たさない建物を使用することがごくたまに必要になることが避けられない。この要件は排除できないものとすると、結果として、投票地区が合併されなければならないか、または投票所の数が制限され、すべての有権者が投票する可能性が損なわれる。このような対応は、民主主義の面から受け入れられないと考えられる。

278.　そのような対応ではなく、選挙法は、市町村が特定の理由によりアクセスできない施設を使用する必要があるとみなした場合、市町村はこれを県の管理委員会に通知しなければならないと定めている。市町村はその際、なぜ他の施設を使用できないのか、その後の選挙でその欠点を是正するためにどのような措置を講じるのかを明記しなければならない。県の管理委員会は、市町村がアクセスできない施設を利用できるかどうかを決定する[[132]](#footnote-132)。アクセスできない施設で投票が行われることが許可される場合、選挙管理官は、投票所の外で安全な方法で投票封筒を受け取ることができる[[133]](#footnote-133)。

279.　障害などの結果自分自身で投票できない有権者は、申請によって、選挙管理官からの必要に応じた援助を受ける[[134]](#footnote-134)。また、病気、障害または年齢のため投票者が自分自身で投票所に行けない場合、代理人による投票権に関する規定もある[[135]](#footnote-135)。

280.　地方自治法[[136]](#footnote-136)には、障害のある議員の政治参加に直接関係する規定が含まれている。この法律[[137]](#footnote-137)は、障害のある議員が他の議員と同じように事案の取り扱いに参加できるようにするために、市町村と県が取り組む必要があると定めている。この法律には、障害のある人の交通の補償の権利に関する条項も含まれている[[138]](#footnote-138)。

281.　2008年5月、遠隔意思決定に関する課題が政府に提出された[[139]](#footnote-139)。この報告書の結論は、双方向のオーデイオヴィジュアル通信による遠隔会議への参加の可能性を導入する上で実際の法的障害はないとした。しかし、この報告書は、明確化のために、この可能性を地方自治法に明示的に含めるべきであると勧告した。この報告書により、遠隔意思決定に関する規則の必要性が生まれ、今国会委員会で検討されている[[140]](#footnote-140)。この指令は、遠隔意思決定が議員の募集を容易にすることができると書いている。この指令は、「障害のある人や人口の少ない地域に住む人など、特定のグループ内では特に、議員になる可能性にとってこれは非常に重要であろう」と主張している。地方自治体の民主主義に関する調査は2012年5月1日までに最終報告書を発表する予定である。

**第30条　文化的生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加**

282.　文化は、教育的な活動、個人の創造機会、そしてプロの芸術的創作の共有機会などの形で、誰もが利用できるようにすべきである。したがって、障害の視点は、文化分野のすべての政府サービスにおいて考慮されなければならない。

283.　文化、メディア、スポーツにおける全体的な目標は、障害のある人が文化やスポーツに参加する可能性を高めることである。障害の視点は、文化やスポーツの分野における補助金の通常の認可に盛り込まれる必要がある。

284.　メディアと映画は、障害のある人がよりアクセスできるように、策定されるべきである。

285.　政府は過去10年間に文化とメディアに大きな投資を行ってきた。例えば、政府は、すべての人々（とはいえ、とくに特別なニーズを持つグループ）のアクセシビリティを高める目的で、デジタル化、電子アクセス、およびデジタル・キュレーションに関する国家戦略を策定した。新しい言語法に関しては、第24条を参照のこと。

286.　もう一つの事業は、2011年から第1-9年に重点を置く学校の創設である。この事業は、さまざまな文化的表現手段を通じて、特別学校の生徒の文化生活への参加も促進した。この事業は、学校のカリキュラムの基礎の上に、学校とプロの文化との連携を深め、生徒自身の創造を増やすことを目的としている。

287.　国は毎年、非営利の国立劇場会社に支援を提供している。国立劇場会社内には、たとえば30年以上手話言語によるドラマを制作してきた「静かな劇場」（Quiet Theater）がある。この劇場では、ドラマ、教育問題、アクセシビリティのための新技術、ろう者劇を国際的に強化・発展させるための国際協力に取り組んでいる。

288.　スウェーデン芸術評議会（Swedish Arts Council）[[141]](#footnote-141)とスウェーデン国家遺産委員会(Swedish National Heritage Board)[[142]](#footnote-142)は、国家障害政策の目標を達成するために、発展を調整、支援、推進する部門当局である。当局の活動は、文化的経験、教育、創造力の育成の機会を促進するとともに、保存、使用、開発された生きた文化遺産を促進するという文化政策目標の実現の一環となるべきである。この作業は、障害のある人が文化生活に参加する機会が増え、管轄領域内のすべての補助金に障害の視点が組み込まれることにつながるはずである。

289.　評議会の活動は、これまでは美術館や図書館に焦点を当ててきて、これらについてはアクセシビリティの向上が比較的進んだ。ドラマの分野でも、情報、施設、活動への障害のある人のアクセスを向上させるための北欧の協力の助けもあって、状況が進歩した。ツアー中の劇団へのアクセスを高めるために、スウェーデン芸術審議会は、障害者団体と協力して視覚と手話言語による通訳のためのポータブル機器を開発するための活動を支援している。プロの劇場やダンスグループでは、俳優やダンサーに障害のある人とない人とを含むことがますます一般的になっている。

290.　北欧閣僚理事会において、スウェーデン国家遺産委員会は、広大な歴史的景観や古代遺跡など、様々な文化的歴史的場面へのアクセシビリティに関する共同プロジェクトに参加した。委員会はまた、ストックホルム大学の文化遺産教育に導入されたアクセシビリティの問題にも参加した。文化財のアクセシビリティに関する問題も特に注目されている。

291.　メディアへのアクセスは、民主主義と参加の観点から重要である。新しいテクノロジーは、文化とメディアの両方へのアクセスを増やす機会を伴っている。メディア分野の法律を含む政府の取り組みは、この機会の利用に役立つことが期待されている。

292.　何年もの間、著作権法[[143]](#footnote-143)は、情報技術の種類に関係なく、障害のある人が著作権で保護された著作物にアクセスできることを保証する規定を含んでいる。第21条の詳細を参照。

293.　スウェーデンラジオ株式会社、スウェーデンテレビ株式会社（SVT）、スウェーデン教育ラジオ株式会社の放送免許で、政府はこれらの企業が障害のある人のニーズを考慮する必要があると規定している。2010〜2013年の放送免許では、例えばテレビ番組の字幕についての目標が高められている。

294.　2010年8月1日に新しいラジオ・テレビ法[[144]](#footnote-144)が発効した。これには、障害のある人が番組にアクセスできるようにテレビ放送を制作しなければならない新しい条項が含まれている。これは、政府またはスウェーデン放送当局が決定した範囲で、字幕、通訳、音声テキストまたは類似の技術を通じて行わなければならない。

295.　スウェーデン話す本・点字図書館（TPB）[[145]](#footnote-145)は、話す本のダウンロードなどのためのデジタル技術を使用して、大幅な変更作業を行っている。TPB、声の新聞評議会、およびスウェーデン郵便・通信庁は、例えば声の新聞などに関する委託を受けた。2010年8月1日には、声の新聞評議会での運営がTPBに移管された。この理由の一つは、2つの当局がどちらも同じ対象グループを目指していたことである。つまり、何らかの読書障害のために、文献や日刊新聞などの形態のテキストベースの情報へのアクセスが困難で、特別な変更を必要とする人々である。この変更は、話す本や声の新聞の制作、流通、消費のための解決策の継続的な作業において良好な条件を生み出すことが期待されている。

296.　読みやすい図書財団（Easy-to-Read Foundation）は、読解が困難な人やスウェーデン語の訓練を受けていない人がニュース情報や文献を利用できるよう、政府と国会から委託を受けている。近年、学校を対象とした取り組みが優先されている。例えば、財団は、特殊学校の若者のためのDVD制作の開発に取り組んできた。

297.　国の助成金を受ける児童および青少年スポーツのすべての活動は、国連子どもの権利条約に適合していなければならない。政府は、この条約に適合する活動を行うスポーツ団体のみが国の支援を受けられるようにすべきと考えている。

298.　競技スポーツや運動のためのスポーツは、障害のある子供や若者が含まれるように、また、含まれていると感じられるように作られていなければならない。これは、障害のない子供や若者と競争することができる障害のある子どもや若者が、そのようにすることを奨励され、そのための支援を受けなければならないことを意味する。

299.　スウェーデンのスポーツ・健康大学のスポーツ研究センターは、スポーツへの国の補助金をフォローアップするよう依頼されている。考案された1つの指標は、子供と若者が自由時間にどのようなスポーツ施設を訪れるかということである。これは、例えば、性別、年齢、家族、社会経済、民族、障害などに関して別々に報告されている。

300.　スウェーデン障害スポーツ協会およびスウェーデン・パラリンピック委員会（SHIF / SPK）は、障害のある人、視覚障害のある人および発達障害のある人のための18種類のスポーツの障害を組織するスポーツ協会である。この協会は1969年に設立され、スウェーデンスポーツ連盟（RF）のメンバーとなった。連盟には約480社の加盟団体、21の専門分野のスポーツ連盟、およそ3万7000人のメンバーがおり、うち約2万人が活動している。スウェーデンろうスポーツ連盟は、ろう者や聴覚障害のある人のスポーツを組織している。この連盟は1913年に設立され、1995年にスウェーデンスポーツ連盟に選出された。連盟には5,500人の会員を含む38の地域協会がある。

301.　スウェーデン・スポーツ祭典は、1999年の発足以前にスウェーデン・スポーツ・アカデミー[[146]](#footnote-146)を設立し、祭典に幅広い非営利の基盤を提供し、スポーツ祭典で毎年授与される多数の賞（障害のあるスポーツ人オブザイヤーを含む）を設けた。また、賞の授与に先立ち、推薦と投票プロセスの開発と管理を行っている。

302.　他の子と同じ条件でレジャーやスポーツ活動に参加する子どもの機会に関しては、第24条も参照のこと。

303.　義務教育とその他の教育の両方のカリキュラムに従って、学校で働くすべての人は、人々（直接の仲間以外の人々を含めて）に対する生徒の親密意識、連帯感、責任の発展に貢献しなければならない。学校の誰も性別、民族性、宗教またはその他の信念、性的指向や障害を理由とする差別または他の下劣な行為を受けることがあってはならない。

**Ⅲ　障害のある少年、少女および女性**

**第6条　障害のある女子**

304.　政府のジェンダー平等政策の目標は、女性と男性が社会と自身の人生を形作るために同じ力を持つべきであるということである。政府の男女平等方針は、すべての人々、異なる生活状況、および人生の異なる段階、すなわち年齢、民族性、障害、または国のどこに住んでいるかにかかわらず、適用される。ジェンダー平等政策の全体的な目標に加えて、4つの副目標がある。すなわち、力と影響の均等な分配、女性と男性の経済的平等、無給のケアと家事の均等な配分、女性に対する男性の暴力の排除、である。

305.　ジェンダー平等政策の副目標は、ジェンダー平等の主流化によって達成される。すなわち、すべての政策分野の決定は、ジェンダーの平等の視点と、ジェンダーの不平等が特に顕著な分野の特別な措置によって特徴付けられる。

306.　障害のある女性の権利を守るために、差別禁止法[[147]](#footnote-147)には、性別および障害による差別禁止が含まれている。平等オンブズマンは、この法律の遵守を監督する。

307.　スウェーデンのカリキュラムでは、学校は伝統的なジェンダー役割に対抗し、性別にかかわらず生徒が自分のスキルと興味を育てる可能性を保証する責任があると規定している。学校は積極的かつ意識的に男女平等の権利と機会を促進しなければならない。これらの問題に対する意識を分析し、焦点を当てることは、学校平等委員会と高等教育平等委員会にとっての重要課題である。これらの委員会の任命は、政府の機会均等作業の一部である。

308.　労働生活における特定の平等措置については、第27条を参照のこと。

309.　政府は、労働市場政策、保健医療サービス、女性に対する暴力撲滅の取り組みの枠組みの中で、障害のある女性のための特別の措置に関する決定を下した。

310.　暴力の犠牲者に関する研究は、障害のある女性が特に脆弱であることを示している。したがって、精神的および身体的障害のある女性に対する暴力や攻撃に対抗することが不可欠である。虐待された女性、障害のある女性、名誉に基づく暴力の対象となった女性などが、必要とする支援を受けられるように、社会サービス法の適用を改善するための社会サービスにおける知識の普及，促進は、第16条に記載されている。

311.　2007年、政府は、女性に対する男性の暴力、名誉の名による暴力と抑圧、同性間の暴力に対抗するための行動計画を決定した[[148]](#footnote-148)。この行動計画は、障害のある女性など特定の女性グループが特に暴力に対して脆弱である可能性があるという事実を強調している。これらの女性は、行動計画に定められている50以上のさまざまな取り組みの対象である。一般的な任務に加えて、障害のある女性を特に対象とした2つのサービスがあり、全国保健福祉委員会が管理している。これらの措置は、障害のある人に対する支援とサービスを行う人材の訓練、障害のある人に対する暴力に注目し防止する能力を高めるための障害者団体への資金助成、および暴力を受けた人々に支援を提供するものである。

**第7条　障害のある児童**

312.　政府の児童権利政策は、「子どもの権利条約」に定められている基本原則に基づいており、例えば人種、肌の色、国籍、民族または社会的出身、性、宗教、障害、またはその他の同様の理由に基づいて差別を受けないことを目標としている。そして子どもたちは自分のスピードで、自分の条件に基づいて成長することが許されなければならない。

313.　2011年1月1日に発効するスウェーデンの新しい憲法第1章第2条には、子どもの権利に関する新たな規定が含まれている。新しい規定によれば、国民は子供の権利が守られるように努力しなければならない。

314.　2010年6月、政府はスウェーデンの子どもの権利を強化するための新たな戦略について国会に提案した[[149]](#footnote-149)。これは、1999年以来適用されてきたスウェーデンの国連子どもの権利条約を実施するための戦略を置き換えるものである。この戦略は、18歳までのすべての児童が、国際協定、特に子どもの権利条約に従った取り組みによって権利が守られることを基礎としている。その意図は、いくつかの基本原則を含む戦略が、子供の権利を保護する国および市町村レベルの関係者のためのガイドとなるべきであるということである。

315.　子どもに関する活動のほとんどは、市町村や県で行われる。また、子供の日常生活や生活状況に直接影響を与える決定がそこで行われる。政府の戦略的アプローチは、意思決定者や様々な専門家グループが、子どもの生活条件や子どもの権利がどのように子どもに影響を与える決定や行動に変換されるかについての知識を持っていなければならず、また子どもの権利の観点から、その決定と活動がフォローアップされなければならないということである。子どもの権利を守るために、子どもに関する問題における様々な関係者と活動の間の関わりもまた、市町村や県で特に重要である。

316.　国と市町村の調整と協力は、児童の権利の適用にとって重要である。政府およびスウェーデン地方自治体・地域協会は、スウェーデンにおける子どもの権利を強化するための政府提案の戦略に基づいて合意に達した。その目的は、市町村と県の活動における子どもの権利に関する取り組みを強化し、発展させることである。これは、取り組みが本質的に長期的でなければならないため2010-2013年の期間に適用される。

317.　特定の機能障害者（LSS）の支援とサービスに関する法律は、最近、子どもたちのサービスに関していくつかの点で改正された。 LSSには、この法律に基づく措置が児童に関連する場合、特に子どもの最善の利益に注意を払う必要があるという規則が導入されている。さらに、LSSには、サービスが子供に影響を与えるときに、子どもが関連情報を受け取り、自分の意見を述べる機会を与えられなければならないという規則が導入されている。子供の意見は、子供の年齢を考慮して重視されなければならない。職員の義務的な記録チェックに関しても規則が採択されている。子どものためのサービスを含むLSSの活動を行う者は、そのような取り組みのための人を雇用する際には、まず雇用候補者の犯罪記録を確認しなければならない。

318.　子供たちは多くの場合、自分の声を聞いてもらう機会がほとんどない。スウェーデンでは、社会の支援システムに子どもが参加する可能性についてはあまり研究されていない。スウェーデン障害連盟は、スウェーデン遺産基金から、自立生活のために必須となる状況を改善するために、ハビリテーションを必要とする子供や若者の参加と自己決定を改善する方法を調査することを目的としたプロジェクトの資金を授与された。中心的な問題は、個々の計画が子どもの解放過程（process of liberation）の強化にどのていど貢献できるかである。このプロジェクトの成果の一つとして、成功したハビリテーションサービスの成功要因と成功した計画プロセスの成功要因を子どもの視点から詳述するハンドブックが作られる。このハンドブックは、県の意思決定者とサービス活動職員の指針として機能する。子どものためのオンブズマン[[150]](#footnote-150)は、この取り組みのパートナーである。

319.　スウェーデンの教育制度は、就学前活動、学童ケアや学校などで、民主主義、男女平等、人権に関する問題に重点を置いている。その活動においては，すべての人々の，人種、肌の色、民族性、宗教やその他の信念、性的指向や障害にかかわらない平等な価値などの基本的な民主主義原則，および自己を表現し意見を尊重される権利のために積極的に働かなければならない。

320.　差別禁止法には、性別、トランスジェンダーのアイデンティティーまたは表現、民族性、宗教またはその他の信念、障害、性的指向性、年齢に基づいて、教育における差別を禁止する規定が含まれている。

321.また教育法には、例えばいじめなど、差別のどの領域にも結び付かない、子どもや学生へのその他の下劣な扱いの禁止に関する規定も含まれている[[151]](#footnote-151)。スウェーデンの学校検察官は、これらの規定の遵守を監視している。

322.　2010年1月1日以降、保健医療サービスとその従事者は、情報、助言および支援への子どものニーズに特別に注意を向けることが義務づけられている。それは、その子の両親あるいは常に同居している大人が、精神疾患または精神障害、重度身体障害や怪我、またはアルコールその他の依存性物質の不正使用がある場合である[[152]](#footnote-152)。

323.　精神科サービスの中で、政府は、精神科と第一線医療の職員の訓練のため、精神疾患のある両親を持つ子どもたちを対象としたベアーズリー家族介入法（Beardslee’s family intervention method）の研修の全国的事業を開始した。この方法は、情報、助言および支援への子どものニーズに特別に注目した、新しい規定に沿った、新しい支援方法である。

324.　全国保健福祉委員会は、障害のある子ども、青少年、成人に関する様々な個別計画の調整条件を分析するよう委託されている。この課題では、法令やその他の規制の改正の必要性の有無が強調されている。県のすべての管理委員会は、セミナー、監督、フォローアップのアンケート調査などを通じて、障害児の個別計画の数を増やすための特別な取り組みを実施している。県や市町村と協力して、またはユーザーと協力して実施された取り組みは、肯定的な要素を生み出している。

325.　子どもの最善の利益は、家族政策の作成の出発点である。 1つの基本的な目的は、すべての子供が同じ条件の下で成長できる状況を作り出すことである。これは、子供の幸福にとって重要な財政的責任に対処するために両親を支援することによっても、親としての役割と有給雇用や学習とを両立させる可能性を提供することによっても、部分的に達成できる。財政的な家族政策支援は、深刻な依存状態となった場合に経済的な安全性を提供するように設計されている。

326.　 子どもオンブズマンの分析によれば、障害のある子どもや若者はいまだに社会から見えないグループである。焦点はしばしば障害そのものに置かれる。障害の議論において、個々人もその両親も意見を聞かれることはめったにない。子どもオンブズマンは、子ども自身が、彼らの直近の環境、学校、家族の中で、自分がどの程度影響力を持っていると意識しているかを知るためのアンケートを行った。彼らの直近の環境への影響に関して、大部分の子どもと若者は、市町村の意思決定者が自分の考えを尋ねないと考えている。子どもたちは、彼らにかかわる問題に影響を与えられるとは感じていないし、影響を与えるためにどうすべきかも知らない。学校での影響に関しては、質問された大多数の生徒が、大人が自分たちの提案やアイデアを聞くと考えている。これらの調査によると、障害のある生徒は、障害のない生徒よりも、影響に関する学校での活動に満足していて積極的であるように見える。

327.　子どもと子どもの生活状況に関する統計は、さまざまな省庁・部局によって収集され管理されている。スウェーデン統計局（SCB）を含む25の省庁・部局が、子どもの統計を集める責任を負っている。

328.　社会省（Ministry of Health and Social Affairs）の要請により、SCBは子供の生活状況に関する年次統計を作成している。この要請には、年1回の出版物「子供とその家族」の作成と、特定の問題を扱う報告書の作成が含まれる。報告書「子供とその家族」には、子供とその家族に関する統計データがかなり含まれている。2004年の報告以来の重要な特徴は、「生活状況調査」の情報である。この調査では、10-17歳の子供たちが自分の経済的水準、両親との時間、家族の状況に関して報告することができる。さらに、子どもオンブズマンとスウェーデン統計局は、3年ごとに「18歳まで」と題された子どもに関する統計を編集している。この報告は1995年以来発行されている。

329.　障害のある児童に関しては、データが障害の種類と関連して過度に詳しく分類されると、個人のプライバシー（the individual’s integrity）が侵害されるおそれがある。したがって、政府は、障害児の生活状況に関する知識を別の方法で収集することを決めた。

**Ⅳ　具体的義務**

**第31条　統計及び資料の収集**

330.　IT分野におけるプライバシー（integrity）保護に関する基本的な規定は、憲法にある[[153]](#footnote-153)。これは、すべての市民が、法律で定められている範囲で、電子データで登録されている個人情報を用いての個人のプライバシーへの侵害から保護されなければならないと述べている。この規定は、この保護をどのように策定すべきか、個人の登録を保存することが許される状況、個人データが調整される条件について詳細に述べていない。プライバシー保護のより詳細な規制は法律で規定される。このようなプライバシー保護のルールは、主に1998年10月に発効した個人データ法[[154]](#footnote-154)に含まれている。データ法[[155]](#footnote-155)は個人データ法に置き換わった。

331.　個人データ法は、個人データの処理およびそのようなデータの自由な移動に関するデータ保護指令（Data Protection Directive）と呼ばれる個人の保護に関する欧州議会および理事会[[156]](#footnote-156)の指令に基づいている。2001年10月1日以降、他の法律で別段の定めがない限り、個人データの自動処理には原則として完全に適用されている。個人データ法の目的は、個人データの処理に伴う個人のプライバシーの侵害から人々を守ることである。しかし、データ保護指令によれば、加盟国は、身体的人格の基本的自由と権利の保護に関連して、加盟国間での個人データの自由な流れを制限または禁止することはできない。個人データ法による個人データの処理の規制は、法律で定められた特定の処理規則に適合する場合にのみ、個人データのすべての処理が許可されることに基づいている。この法律には一般的な規制のみが含まれており、この施行後は、特定の分野の例外と詳細は別個の法律によって規定されると考えられた。保健・医療および社会的サービスに関して、個人データの処理に関する特別な規則が存在する。

332.　2007年1月1日、個人データ法に対する一定の修正が施行された。これらの改正は、非構造化された個人データに関して、個人データの誤用を禁止することをより重視し、法の取り扱い規則を補完した。登録された個人の個人的完全性を侵害する場合、非構造化資料の個人データの処理は行われない[[157]](#footnote-157)。

333.　特定の機能障害者の支援とサービスに関する法律（LSS）に基づくサービスを受けている人々に関する統計は、スウェーデンの公式統計に2004年以来含まれている。情報は、求められた情報を提供する市町村の義務を規定している公式統計法[[158]](#footnote-158)と公式統計規則[[159]](#footnote-159)を活用しつつ集められる。特定の障害者への支援とサービスに関する情報の授与に関する規則[[160]](#footnote-160)と、特定の障害者への支援とサービスに関する統計情報を市町村が提供する義務に関する全国保健福祉委員会の規定[[161]](#footnote-161)に基づいて、市町村が提供すべき識別番号ベースの情報の種類が定められている。情報への公衆のアクセスおよび秘密法[[162]](#footnote-162)には、情報を開示できることを規定している法律はどれかを明記した、情報の機密性に関する規定が含まれている。

334.　 障害のある人の生活状況をその他の人口と関連させて調べた統計は、政府の障害政策の結果を測定できるようにするために必須なものである。

335.　 2010年秋の政府の要請によりスウェーデン統計局（SCB）[[163]](#footnote-163)は、障害のある人の生活条件に関するより良い実態像を作成するために、スウェーデン人の生活状況に関して実施されている調査に基づいて、特定の対象グループの情報を提供した。

336.　資料は現在処理中であり、その結果は報告書で示される予定である。そこには、障害のある人の生活状況に関する結論と、今後よい統計的記述を達成するためにどのように調査方法を改善すべきかという点の結論が含まれる。

337.　 子供の生活条件を比較するための方法を特定することも、政府の目標である。

**第32条　国際協力**

338.　スウェーデンは、世界中で障害のある人の権利を強化するための強力で長期的な責任を持っており、スウェーデン政府は、条約で示された形態および目的の国際協力を歓迎する。

339.　2003年に国会で採択されたスウェーデンのグローバル開発政策では、特に、人権を強化するための作業において障害のある人が優先的なグループであると述べている。これは、スウェーデンの開発協力が、人権の観点および開発段階における貧困者という2つの視点に基づいていなければならないことを示している。

340.　政府は、2009年の予算執行書において、Sidaの内部活動とスウェーデンの二国間開発協力の枠組みの両方において、障害のある人の人権の遵守を確保するための計画を策定するようSidaに依頼した。2009〜2012年の活動計画が、スウェーデンの障害者運動の代表者と密接に協力して策定された。この計画は現在実施中である。

341.　これまで作業計画の以下の部分が実施されている。脆弱な状況にあるグループの一例として障害のある人が、スウェーデンの45カ国戦略中12カ国（27％）で強調されている（しばしば戦略の中の分析部分で）。 2009年には、Sidaは10カ国で障害のある人のための特別な取り組みを支援してきた。さらに、Sidaは9カ国の教育セクタープログラム、3カ国の保健セクタープログラム、1つの国の農業とインフラストラクチャーのサポートに障害の視点を組み込んだ。これらの取り組みは、紛争や紛争後の国々で実施されており、障害のある人のリハビリテーションに関連している。

342.　例えば、Sidaは障害児のインクルーシブな教育の問題を提起するため、バングラデシュ、ボリビア、タンザニア、南アフリカの各国政府との対話を行っている。

343.　スウェーデンはまた、障害組織の能力開発を支援している。スウェーデンは、主に次の2つの国際的活動組織を通じ、現地プロジェクトを支援している。国際障害者権利推進協会（DRPI）は、新しい条約の遵守状況を監視するためのツールの開発を目的としたプロジェクトである。国際障害同盟（IDA）は、障害のある人の国際的な声を構成している。 IDAの活動は、国連人権制度に関する国別、地域および世界的な組織の知識を強化することも意図している。

344.　Sidaの人道支援は、主にニーズに基づくものであり、脆弱な状況にあるグループに可能な限り配慮されている。折に触れ、障害のある人々に対象を絞った支援が、通常はハンディキャップ・インターナショナルを介して、行われる。これは、最近ハイチ地震と関連してなされた。

345.　スウェーデン政府にとって、障害政策はすべての政策分野の一部であり、別々に扱われないことが重要である。したがって、スウェーデンは、人権に関する二国間および地域間の対話（例えば、アフリカ連合、中国、インド、インドネシアなど）の枠組みの中で、障害のある人の権利問題を取り扱う。

346.　スウェーデンは、国連総会や人権理事会において、障害者権利条約に関する総会の定期的な決議を支持するなど、この分野の活動に積極的に参加している。

347.　スウェーデンは、国連の障害者に関する特別報告者（訳者注： special rapporteur　障害者の機会均等化に関する標準規則に基づいて調査し報告を行うことを国連から任務として与えられた人）にも財政的支援を提供している。

348.　国際的に言えば、スウェーデンは支援機器の使用が進んでいる。したがって、スウェーデンの製品および支援機器分野における専門知識に国際的な関心が寄せられている。国の知識センターであるスウェーデン支援技術研究所は、情報交換、サービスの輸出、相談を基本とした援助活動によって、他の国々と知識を交換している。

349.　近年、研究所は、Sidaの支援を受けて、支援装置へのアクセスと利用の促進や利用能力育成を目的とした援助プロジェクト（たとえばロシアと西アフリカ）に参加してきた。

**第33条　国内における実施及び監視**

350.　条約の実施に関しては、社会省が政府内の中心的役割を果たす責任を負う。スウェーデンの政府庁内には、大部分の部署の代表者で構成された高位の部署間作業部会がある。障害者政策の責任者である社会省の大臣は、障害者運動の代表者および大部分の国務長官から構成される代表者を定期的に招集し、情報の伝達と情報交換を行う。

351.　2008年7月、Handisam（ハンディサム、障害者政策調整庁）、平等オンブズマンまたはその他の団体が条約の遵守の促進、保護、監視の任務を委託されるべきかどうかの検討が、スウェーデンの人権代表団に委託された。代表団の予備報告書には、平等オンブズマンはパリ原則に最も密接に従う機関であると述べられ、代表団はここにその任務を与えるべきだと提案した。一方、Handisamには情報と訓練の責任を与えることが提案された。

352.　人権代表団はまた、スウェーデンにおける人権全般の完全な尊重をどのように継続して支援するかに関する提案の作成を依頼されている。代表団の最終報告書は2010年10月に政府に提出された。このより幅広い課題の提案は、代表団が提案した条約を監視すべき当局の任務に影響を及ぼし、それを変更することもあり得る。

353.　代表団の仮報告書は現在、スウェーデンの政府庁内で作成されており、代表団の最終報告書では、どの機関が条約の全国的実施および監視を担当するのかについて最終的な意見が検討される。

（翻訳：佐藤久夫、岡本　明）

1. Guidelines on treaty-specific document to be submitted by states parties under article 35, paragraph 1, of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 18 November 2009, CRPD/C/2/3. [↑](#footnote-ref-1)
2. Government bill 2008/09:28. [↑](#footnote-ref-2)
3. Government bill 2008/09:28. [↑](#footnote-ref-3)
4. Departmental communication 2008:78. [↑](#footnote-ref-4)
5. SFS 1987:10. [↑](#footnote-ref-5)
6. SFS 1987:10, § 15, first subsection, point 5. [↑](#footnote-ref-6)
7. SFS 2008:567. [↑](#footnote-ref-7)
8. *Alltjämt ojämlikt! [Increasingly unequal!]*, *June 2010*. [↑](#footnote-ref-8)
9. The Constitution Act, Section 1, § 2. [↑](#footnote-ref-9)
10. SFS 2008:567. [↑](#footnote-ref-10)
11. SFS 1994:260. [↑](#footnote-ref-11)
12. SFS 2008:567, Section 2, § 1. [↑](#footnote-ref-12)
13. SFS 2008:567, Section 2, § 5. [↑](#footnote-ref-13)
14. SFS 1992:1434. [↑](#footnote-ref-14)
15. SFS 1993:792. [↑](#footnote-ref-15)
16. SFS 2008:567, Section 2, § 5, second paragraph. [↑](#footnote-ref-16)
17. SFS 2008:567, Section 3, §§ 14 and 16. [↑](#footnote-ref-17)
18. Government Bill 2008/09:158. [↑](#footnote-ref-18)
19. The task of the Swedish National Courts Administration is to provide administrative support and service to the Swedish Courts. The Administration is responsible for overall co-ordination and joint issues that relate to the courts, but has no powers over final judgments or decisions of the courts. [↑](#footnote-ref-19)
20. The Swedish Association of Local Authorities and Regions (SALAR) is an employer and trade association. SALAR’s membership comprises Sweden’s 290 municipalities and 20 county councils. [↑](#footnote-ref-20)
21. The Swedish Association of the Visually Impaired, Forum – Women and Disability in Sweden, the Swedish Committee of Rehabilitation International. [↑](#footnote-ref-21)
22. The Swedish Inheritance Fund is a Swedish national fund, which receives the funds from deceased estates that do not have any beneficiaries or where there is no written will. The Fund will use project funds etc. to promote activities of a non-profit nature to the benefit of children, young people and people with disabilities. [↑](#footnote-ref-22)
23. The code of conduct is an agreement between the Council, the Member States of the EU and the European Commission, prior to the implementation of the Convention, and specifies who will represent the EU in relation to the UN. [↑](#footnote-ref-23)
24. Council of Europe Action Plan to promote the rights and full participation of people with disabilities in society (2006–2015). [↑](#footnote-ref-24)
25. The report: Kartläggning över initiativ för e-Inkludering i EU och Sverige [Charting initiatives for e-Inclusion in the EU and Sweden], 2010. [↑](#footnote-ref-25)
26. The report: Rätt från början [Right from the beginning], 2009. [↑](#footnote-ref-26)
27. N2010/5802/ITP. [↑](#footnote-ref-27)
28. The Lisbon Agenda was a ten-year strategy that was adopted by the Council of Europe in Lisbon in March 2000, with the aim of making the European economy more competitive and dynamic between 2000 and 2010. The Union did not manage to achieve several of the goals in the strategy.

 In June 2010, the Union adopted a new ten-year strategy, called Europa 2020. [↑](#footnote-ref-28)
29. SFS 2001:526. [↑](#footnote-ref-29)
30. The Swedish National Agency for Education is the administrative authority for the Swedish public school system. [↑](#footnote-ref-30)
31. The National Agency for Special Needs Education and Schools is responsible for the State’s overall support to municipalities and to schools and pre-schools with regard to special needs education issues. [↑](#footnote-ref-31)
32. Planning and Building Act (PBL), SFS 1987:10. [↑](#footnote-ref-32)
33. SFS 1987:1017 Section 21 a §. [↑](#footnote-ref-33)
34. The Swedish National Board of Housing, Building and Planning is an authority that has responsibility for social planning, town and settlement development, construction and administration, as well as housing issues. The Board has sectoral responsibility for disability issues. [↑](#footnote-ref-34)
35. Sweden is divided into 21 counties, each of which has a county administrative board. The county administrative board is a governmental co-ordinating authority with supervisory responsibility, a service authority and an appeal body. [↑](#footnote-ref-35)
36. SFS 1992:1574. [↑](#footnote-ref-36)
37. The National Board of Health and Welfare is an authority that works with health and medical service and other medical activities, dental care, health protection, infection protection, social services, support and services to certain people with disabilities etc. The Board has an overall responsibility — sectoral responsibility — for disability issues within social services as well as health and medical service. [↑](#footnote-ref-37)
38. Year of publication: 2010, Article number: 2010-5-6. [↑](#footnote-ref-38)
39. The Swedish Institute of Assistive Technology is a national knowledge centre working in the field of assistive devices and accessibility for people with disabilities. [↑](#footnote-ref-39)
40. Government Bill 2008/09:93, Goals for future travel and transport. [↑](#footnote-ref-40)
41. The Disability and Public Transportation Act (1979:558) contains e.g. provisions to the effect that the body that supervises public transport and the body that plans and exercises such transport must ensure that the services and the means of transport that are used are accessible to persons with disabilities as far as possible. [↑](#footnote-ref-41)
42. The Special Transport Services Act (SFS 1997:736) regulates an obligation for each municipality to arrange passenger transport for individuals who, due to a disability that is not only temporary, have significant difficulties in moving about themselves or in travelling by public transport. [↑](#footnote-ref-42)
43. The National Special Transport Services Act (SFS 1997:735) entitles people who have a significant, permanent disability — and who as a result of this have to travel by more expensive methods than others — to receive compensation for the excess transport cost. The purpose of the travel should be recreation, leisure activities or an individual matter, and the travel must take place from one municipality to another. [↑](#footnote-ref-43)
44. The Education Act (2010:800) specifies that pupils in compulsory school and equivalent forms of school, as well as in upper secondary school for pupils with learning difficulties, are entitled to free school transport if such transport is required with regard to the length of the journey, the traffic conditions, the pupil’s disability or some other specific circumstance. According to the Act on municipalities’ obligation to assume liability for certain school transport (1991:1110), the municipality must, under certain circumstances, assume responsibility for upper secondary students’ costs for daily travel between the home and school. [↑](#footnote-ref-44)
45. The Swedish Maritime Administration is a central administrative authority with operations that are conducted as a central government enterprise. The Administration is responsible for the safety and accessibility of shipping. [↑](#footnote-ref-45)
46. (EC) No. 1371/2007 of 23 October 2007. [↑](#footnote-ref-46)
47. (EC) No. 1107/2006. [↑](#footnote-ref-47)
48. The Swedish Post and Telecom Agency (PTS) is the authority with overall responsibility within the fields of electronic communication and post in Sweden. PTS is one of the authorities to have responsibility for the disability policy within its sector. [↑](#footnote-ref-48)
49. Parliamentary communication 2009/10:166. [↑](#footnote-ref-49)
50. The Constitution Act, Section 2, § 4. [↑](#footnote-ref-50)
51. The MSB is responsible for a wide range of issues related to civil protection, emergency/crisis management and civil defence. [↑](#footnote-ref-51)
52. Swedish International Development Cooperation Agency. [↑](#footnote-ref-52)
53. Shia – Solidarity, Human Rights, Inclusion, Accessibility. [↑](#footnote-ref-53)
54. French NGO. [↑](#footnote-ref-54)
55. The Swedish National Council for Crime Prevention (BRÅ) is a centre for research and development activities within the judicial system. The judicial system comprises authorities such as the police, prosecutors, courts and the Swedish Prison and Probation Service. [↑](#footnote-ref-55)
56. (2007:26). [↑](#footnote-ref-56)
57. The Crime Victim Compensation and Support Authority’s task is to promote the rights of all victims of crime, highlight their needs and interests, and be an information and knowledge centre for issues relating to victims of crime. For example, the Authority should gather and dissemination information and research results in order to contribute to the improved treatment of crime victims. [↑](#footnote-ref-57)
58. SFS 2001:453. [↑](#footnote-ref-58)
59. SFS 1993:387. [↑](#footnote-ref-59)
60. Government Bill 2009/10:135. [↑](#footnote-ref-60)
61. Government Bill 2008/09:160. [↑](#footnote-ref-61)
62. Communication 2007/08:39. [↑](#footnote-ref-62)
63. SFS 1974:152. [↑](#footnote-ref-63)
64. SFS 1949:105. [↑](#footnote-ref-64)
65. SFS 1991:1469. [↑](#footnote-ref-65)
66. The absolute rights include freedom of religion, protection against compulsion from authorities to disseminate an opinion in a political, religious, cultural or similar context, protection against compulsion to participate in meetings for opinion forming, to belong to a political association, a religious body or some other such association. [↑](#footnote-ref-66)
67. They cover freedom of expression, including freedom of information, freedom of assembly, freedom to demonstrate, freedom of association, the right to protection against the deprivation of personal liberty, the right to education, the right to property and the right to the protection of privacy. [↑](#footnote-ref-67)
68. SFS 1974:152, Section 2, § 6. [↑](#footnote-ref-68)
69. SFS 1982:763, § 2a. [↑](#footnote-ref-69)
70. SFS 1991:1128. [↑](#footnote-ref-70)
71. SFS 1991:1129. [↑](#footnote-ref-71)
72. Psykiatrilagsutredningen [Study into psychiatry law], S2008:09. [↑](#footnote-ref-72)
73. SFS 1975:580. [↑](#footnote-ref-73)
74. SFS 1974:152, Section 2, § 7. [↑](#footnote-ref-74)
75. SFS 2001:82. [↑](#footnote-ref-75)
76. SFS 1987:302. [↑](#footnote-ref-76)
77. SFS 1991:481. [↑](#footnote-ref-77)
78. SFS 1982:670. [↑](#footnote-ref-78)
79. SFS 2001:453, Section 1, § 1. [↑](#footnote-ref-79)
80. SFS 2001:453, Section 4, § 1. [↑](#footnote-ref-80)
81. SFS 1993:387. [↑](#footnote-ref-81)
82. SFS 1993:389. [↑](#footnote-ref-82)
83. SFS 2008:962. [↑](#footnote-ref-83)
84. Government Bill 1999/2000:79. [↑](#footnote-ref-84)
85. Ordinance 2001:526. [↑](#footnote-ref-85)
86. Government Bill 2004/05:84. [↑](#footnote-ref-86)
87. SFS 1974:152, Section 2, § 1. [↑](#footnote-ref-87)
88. SFS 1960:729. [↑](#footnote-ref-88)
89. SFS 1980:100. [↑](#footnote-ref-89)
90. SFS 1998:204, Section 6, § 2 a. [↑](#footnote-ref-90)
91. SFS 1949:381. [↑](#footnote-ref-91)
92. SFS 2001:453, Section 1, § 2. [↑](#footnote-ref-92)
93. SFS 1949:381, Section 6, § 14. [↑](#footnote-ref-93)
94. SFS 1990:52. [↑](#footnote-ref-94)
95. SFS 2001:453, Section 5, § 1. [↑](#footnote-ref-95)
96. SFS 2010:800. [↑](#footnote-ref-96)
97. Government Bill 2009/10:165. [↑](#footnote-ref-97)
98. The Swedish Schools Inspectorate works to ensure that all children, pupils and adult students have access to equivalent education and other good quality activities in a secure environment. The agency’s tasks include supervision, quality assessments and the investigation of complaints from pupils and guardians. [↑](#footnote-ref-98)
99. There are 150 folk high schools in Sweden (2010), of which 107 are linked to various non-governmental organisations and non-profit organisations and 43 are run by county councils and regions. Each folk high school decides independently which courses it will offer and how it will profile itself. Folk high schools work according to their own business plans and are financed through state and county council subsidies. SFS 2008:567. [↑](#footnote-ref-99)
100. The Swedish National Agency for Higher Education is responsible for supervising universities and university colleges, examining the quality of higher education, statistics, etc. [↑](#footnote-ref-100)
101. The Higher Education Appeals Board is an authority that is tasked with assessing appeals against certain decisions taken within the university sector and the sector for vocational colleges. [↑](#footnote-ref-101)
102. SFS 2009:600. [↑](#footnote-ref-102)
103. The Institute is tasked with gathering, preserving, scientifically examining and distributing knowledge, for example about Swedish sign language. [↑](#footnote-ref-103)
104. The Language Council of Sweden is a unit within the Institute that is charged with acting as guardian of Swedish sign language. [↑](#footnote-ref-104)
105. The Legal, Financial and Administrative Services Agency is a State authority with more than thirty different work duties, primarily within law, finance, procurement, risk management and administration. [↑](#footnote-ref-105)
106. The Act on Authorisation to Notify Regulations regarding Authorisation and Approval of Translators and Interpreters, SFS 1975:588. [↑](#footnote-ref-106)
107. Ordinance on authorisation of interpreters and translators (1985:613). [↑](#footnote-ref-107)
108. Health and Medical Services Act, SFS 1982:763, § 2. [↑](#footnote-ref-108)
109. SFS 1982:763, § 2 a. [↑](#footnote-ref-109)
110. Folkhälsopolitisk rapport 2010: Framtidens folkhälsa — allas ansvar [Public Health Policy Report 2010: Public health of the future — everyone’s responsibility], Statens folkhälsoinstitut [The Swedish National Institute of Public Health], 2010. [↑](#footnote-ref-110)
111. The National Institute of Public Health (FHI) has the following areas of responsibility: acting as a national knowledge centre for effective methods and strategies, following up and evaluating the public health policy, and exercising supervision with the fields of alcohol and tobacco as well as goods that are hazardous to health. [↑](#footnote-ref-111)
112. The Swedish Public Employment Service is a government authority. The Service’s tasks include sectoral responsibility for disability issues within the labour market policy. [↑](#footnote-ref-112)
113. The Act on Financial Coordination of Rehabilitation Measures (2003:1210). [↑](#footnote-ref-113)
114. New Start jobs and work and development guarantees. [↑](#footnote-ref-114)
115. Communication (2008/09:185) A policy for people with mental illness and mental disability, which the Government submitted to Parliament in April 2009. [↑](#footnote-ref-115)
116. According to the Health and Medical Services Act (HSL § 3 b and § 18 b). [↑](#footnote-ref-116)
117. Taltjänst exists to help people with speech, voice or language difficulties. The service is available in the form of speech, writing and reading support, as well as making third-party calls. The service is free of charge. [↑](#footnote-ref-117)
118. Prohibition of discrimination in the field of working life, see Article 5. [↑](#footnote-ref-118)
119. Samhall AB is a wholly-owned, national limited company, the purpose of which is to produce goods and services and thereby to create meaningful, stimulating work for persons with disabilities that entail a reduced capacity to work. [↑](#footnote-ref-119)
120. SFS 2000:630. [↑](#footnote-ref-120)
121. Employment Protection Act, SFS 1982:80, § 7. [↑](#footnote-ref-121)
122. Employment Protection Act, SFS 1982:80, § 23. [↑](#footnote-ref-122)
123. SFS 1976:580. [↑](#footnote-ref-123)
124. Ordinance (2000:628) on Labour Market Policy. [↑](#footnote-ref-124)
125. Ordinance (2000:634) on Labour Market Policy Programmes. [↑](#footnote-ref-125)
126. SFS 2001:453, Section 4, § 1. [↑](#footnote-ref-126)
127. Communication 2009/10:166. [↑](#footnote-ref-127)
128. The Government’s report ‘Fattigdomen i Sverige och EU’ [Poverty in Sweden and the EU], 2010. [↑](#footnote-ref-128)
129. Onödig ohälsa, Hälsoläget för personer med funktionsnedsättning [Unnecessary ill health, The state of health of people with disabilities], National Institute of Public Health 2008. [↑](#footnote-ref-129)
130. SFS 2005:837. [↑](#footnote-ref-130)
131. SFS 2005:837, Section 4, § 20. [↑](#footnote-ref-131)
132. SFS 2005:837, Section 3, § 3, third paragraph. [↑](#footnote-ref-132)
133. SFS 2005:837, Section 9, § 4. [↑](#footnote-ref-133)
134. SFS 2005:837, Section 7, § 3. [↑](#footnote-ref-134)
135. 2005:837, Section 7, § 4. [↑](#footnote-ref-135)
136. SFS 1991:900. [↑](#footnote-ref-136)
137. SFS 1991:900, Section 4, § 33. [↑](#footnote-ref-137)
138. Section 4, § 12 a of the Local Government Act. [↑](#footnote-ref-138)
139. (IJ2008/927/DEM). [↑](#footnote-ref-139)
140. Directive (2010:53) Reinforcing the functioning of local government democracy. [↑](#footnote-ref-140)
141. The Swedish Arts Council is a state authority that is responsible for distributing State cultural support for the following art and culture areas: theatre, dance, music, literature, cultural journals and public libraries, as well as art, museums and exhibitions. [↑](#footnote-ref-141)
142. The Swedish National Heritage Board is the central administrative authority for issues relating to the cultural environment and cultural heritage. The Board must assist in the cultural policy goals of promoting everyone’s opportunities to enjoy cultural experiences, education and the development of their creative skills, as well as promoting a living cultural heritage that is preserved, used and developed. [↑](#footnote-ref-142)
143. The Act on Copyright in Literary and Artistic Works (1960:729). [↑](#footnote-ref-143)
144. SFS 2010:696. [↑](#footnote-ref-144)
145. The Swedish Library of Talking Books and Braille is a State authority that is tasked with working to ensure that persons with disabilities have access to such copies of literary works that they require in order to study the works, e.g. producing and transferring talking books and braille books, as well as supplying and participating in the development of new technology regarding adapted media. [↑](#footnote-ref-145)
146. The Swedish Sports Academy is a non-profit amalgamation, whose members comprise prominent representatives of Swedish sport who love sport and want to see it develop. [↑](#footnote-ref-146)
147. SFS 2008:567. [↑](#footnote-ref-147)
148. Communication 2007/08:39. [↑](#footnote-ref-148)
149. Governments Bill 2009/10:232. [↑](#footnote-ref-149)
150. The Ombudsman for Children is a state authority that is charged with representing the rights and interests of children and young people on the basis of the UN’s Convention on the Rights of the Child. [↑](#footnote-ref-150)
151. Government Bill 2008/09:193. [↑](#footnote-ref-151)
152. Government Bill 2008/09:193. [↑](#footnote-ref-152)
153. The Constitution Act, Section 2, § 3. [↑](#footnote-ref-153)
154. SFS 1998:204. [↑](#footnote-ref-154)
155. SFS 1973:289. [↑](#footnote-ref-155)
156. 95/46/EC of 24 October 1995. [↑](#footnote-ref-156)
157. Government Bill 2005/06:173. [↑](#footnote-ref-157)
158. SFS 2001:99. [↑](#footnote-ref-158)
159. SFS 2001:100. [↑](#footnote-ref-159)
160. SFS 2004:16. [↑](#footnote-ref-160)
161. SOSFS 2005:21. [↑](#footnote-ref-161)
162. SFS 2009:40. [↑](#footnote-ref-162)
163. Statistics Sweden is an administrative authority whose primary task is to supply customers with statistics for decision-making, debate and research, often at the request of the Government. [↑](#footnote-ref-163)